



SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP GUIDELINES (ガイドライン)

WSKO

2022年版

一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY 監修

SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP GUIDELINES 使用権許諾の条件

I. SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP GUIDELINES(以下「ガイドライン」という)を閲覧する際の使用権許諾の条件

少林寺拳法の知的財産権とは

少林寺拳法の教え・技法・教育システムは、創造活動によって生み出された、独立的固有の知的財産です。また、少林寺拳法の名称、少林寺拳法シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という)やロゴも、事業活動に用いられる商品または役務を表示するものであり、知的財産です。よって、勝手に、教授したり、使用することはできません。

ガイドラインは、少林寺拳法の指導者専用のものです。

ガイドラインには、以下の使用権許諾の条件のすべての項目に同意いただくことを条件として、閲覧することを許可しております。

1. 少林寺拳法の知的財産に関する一切の権利は、一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITY(以下「UNITY」という)に帰属しており、本権利を無断使用することはできません。
2. 支部長、ならびに支部長が認める幹部拳士は、ガイドラインを閲覧することができ、印字を行い日常閲覧することは可能ですが、これを第三者へ配布、貸与することはできません。
3. ガイドラインに記載のある、シンボルマーク・ロゴのデザインを複製して、使用することはできません。
シンボルマーク・ロゴ等を利用する場合は、ガイドラインの「商標デザイン表示規則」(29ページ)に示す基本デザインまたはUNITYから提供されたデザインデータを使用しなければなりません。

II. シンボルマーク・ロゴ(以下、「データ」という)を利用する際の使用権許諾の条件

1. データに関する商標権その他一切の権利は、UNITYに帰属しておりますので、その点について確認のうえ、データの取り扱いには十分注意してください。
2. 商標使用申請を伴わないデータの使用範囲は、非販売目的の少林寺拳法の活動において使用されるレターヘッド、封筒、名刺、各種帳票、大会・行事・広報等のポスター、看板、チラシ、パンフレットに限ります。
販売目的で、前述の物品および記念品の物品などの製作を行う場合は、UNITYへの商標使用申請を行い、許諾を受けなければなりません。
諸手続きの詳細については、ガイドラインを遵守してください。
3. 許諾を受けた場合でも、第三者に対し再許諾を行う権限を付与するものではありません。
4. データについて、「2.」で許諾された範囲以外における複製を禁じます。また、データの送信及び改変、ならびにデータを記録した媒体の譲渡、貸与等を一切禁じます。
5. データの管理責任者は、UNITYがデータの使用許諾を行った少林寺拳法グループの各法人・団体から、使用権限委任を受けた所属長となります。所属長が認めた幹部拳士は、所属長の指導と許可のもとデータを取り扱うことができますが、所属長は本使用権許諾の条件を遵守できない者がガイドラインにアクセスしたり、データを取り扱わないよう、万全の措置を講じて管理してください。
6. データを無断使用、または適用外に使用した事実及び知的財産の侵害を発見した場合には、速やかに所属連盟の広報・知財管理担当者またはWSKO事務局へ報告してください。
7. 本誓約事項または、ガイドラインに違反した場合、もしくはその他の理由により、UNITYが求めた場合には、速やかにその指示に従ってください。
8. データによる故意または過失による損害が発生した場合には、賠償を求めることがあります。
9. ⑧マークを付したデータを、他の商標を表示した物品に使用する場合、その使用内容によっては商標法に抵触する場合があります。
少林寺拳法関係以外のものには使用できません。

※ Wa-Tsuの使用にUNITYの許諾は必要ありません。

2016年9月1日

一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITY

◆はじめに

●SHORINJI KEMPO／少林寺拳法とは？

「少林寺拳法」は、1947(昭和22)年、日本において少林寺拳法初代師家・宗道臣(以下、「開祖」という)により、社会に役立つ人づくりを目的とした「教え」「技法」「教育システム」の体系として創始されたものです。

自分の身体と心を養いながら、他人とともに助け合い、幸せに生きることを説く「教え」と、自身の成長を実感し、パートナーとともに上達を楽しむ「技法」、そしてその教えと技法を遊離させず相乗的に人間力を養うための「教育システム」が一体となっています。

人間は、生まれながらにして、どのようにも成長していける可能性を秘めています。少林寺拳法は、その可能性を信じて自分を高め続けられる人、周囲の人々と協力して物心両面にわたって豊かな社会を築くために行動できる人を育てています。

●開祖の志とは？

少林寺拳法創始の原点は、平和で豊かな社会を願って人づくりを決意した開祖の志にあります。

開祖は、戦時中およびその前後の社会を自らの感性と体験を基に洞察し、人間教育こそが平和で物心共に豊かな社会実現のための基本であることを悟りました。そして、武道の修練をベースとする独創的な人間教育の体系を成す「少林寺拳法」を創始しました。

●私たち指導者が、今、なすべきこととは？

「少林寺拳法」は、全人類の平和で豊かな社会発展にとって役に立つ可能性を秘めた固有の教育文化であり、開祖の偉大な遺産です。

開祖の志を受け継ぐ指導者は、この遺産の正しい継承と発展が社会や人類への貢献になるとの信念の下、その価値を伝え続ける伝達者なのです。

私たちが今なすべきことは、少林寺拳法を有名にし、一時的なブームに乗せて会員増加を図ることではなく、本来の幸福運動としての普及を重視するとともに、少林寺拳法の価値低下につながる変質や模倣、迫害などから守ることです。

この、人を引き付けてやまない独自の固有の文化である「少林寺拳法」の信頼と価値を守り、高め、未来へ継承するための運動(VALUE-LEVEL-UP)を一緒に行ってまいりましょう。

少林寺拳法第三世師家

一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY 代表理事

少林寺拳法世界連合会長

宗昂馬



◆ はじめに	3
第 1 編 VALUE-LEVEL-UP の 意 義	7
「少林寺拳法」は、私たちの財産	
1. “開祖の志”とは	
2. “少林寺拳法の本質”とは	
3. 指導者にとって大切なこととは	
4. なぜ、少林寺拳法には流派がないのか	
5. 少林寺拳法グループとは	
6. 一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY が、なぜ設立されたのか	
7. “知的財産の管理”が重要	
8. 少林寺拳法師家の使命とは	
9. 師家が有する三権能とは	
第 2 編 広報	11
第 1 章 積極的広報(ビジョン編)	
第 2 章 ウェブサイト	
第 3 章 ウェブサイト、パンフレットなどへの掲載用文章	
第 3 編 知的財産管理	26
第 1 章 知財管理規則	
1. 私たちの知的財産を正しく伝える	
2. 写真使用のルール	
3. 著作権を守る	
4. 不審情報・誤情報を発見した場合には	
5. 広報物作成について	
6. その他	
第 2 章 商標デザイン表示規則	
1. 許諾性	
2. SHORINJI KEMPO／少林寺拳法の商標	
3. シンボルマーク・ロゴの基本デザインと使用の注意	
4. 識別性を損なう背景でのアイソレーション(余白)の確保	
5. 識別性の確保	
6. Wa-Tsu の使用について	
第 4 編 ライセンス	38
第 1 章 商標を使用した事業の展開	
第 2 章 商標の使い方について	

第5編 VALUE LEVEL UPの実践	46
-----------------------	----

第6編 その他	48
---------	----

◆ 知財管理に関する注意事項

◆ 広報に関する注意事項

付録

- 商標デザインデータ交付に関する契約書 【様式 T-1】
- 商標使用申請書(非販売用) 【様式 T-2】
- 商標使用申請書(販売用) 【様式 U-1】
- 知財管理・広報に関する規定

少林寺拳法のシンボルマーク

中央の図形は、○(円)を二つ重ねて図案化したソーエン(双円)で、力と愛などの調和を意味しています。周りの盾は、真理・正法・正義を護ることを意味し、また、中の四つの点は、東洋の思想にある天・地、陰・陽を表現しています。

○は、卍(まんじ)の究極の形態を表したものです。まんじは、吉祥、生命の根源、流動する宇宙を表すもので、本来「表まんじ」「裏まんじ」の一对で用いられ、「調和」の象徴でもあります。「表まんじ」は慈悲や愛を表し、「裏まんじ」は理性や力を表しています。少林寺拳法では、これらが調和、統一された状態こそが、人間生活の考えや行動の中心であるべきとされ、これは「力愛不二」の精神にほかなりません。そして、創始から「まんじ」をシンボルとして道衣の胸に付けてきました。しかし、卍(まんじ)は日本のように一般的に使われる国や、「ハーケンクロイツ」との類似によって法的に規制されている国があり、固有のものとして登録できません。そこで、拳士が日々、心を傾け修行に励む少林寺拳法のあり方や名称を保護するため、2005年4月、世界統一のシンボルマーク・ロゴが制定されました。今は、世界中の拳士が同じマークを胸に、同じ「技」「教え」「教育システム」により、少林寺拳法を修行しています。



少林寺拳法の知的財産とは

少林寺拳法の教え・技法・教育システムは、創造活動によって生み出された、独自の固有の知的財産です。

また、少林寺拳法の名称、シンボルマークやロゴも、事業活動に用いられる商品または役務を表示するものであり、知的財産です。よって、勝手に、教授したり、使用することはできません。

第1編 VALUE-LEVEL-UPの意義

「少林寺拳法」は、私たちの財産です

VALUE-LEVEL-UPとは、私たちの財産である「少林寺拳法」の信頼と価値を守り、高め、未来へ継承するための運動です。「VALUE-LEVEL-UP」を一緒に行っていきましょう。

1. “開祖の志”とは

少林寺拳法は、平和で豊かな社会を願って人づくりを決意した、開祖の高い志から生まれたものです。

戦争と敗戦という混乱した社会状況の中から開祖が得たものは、人間教育こそが平和で豊かな社会実現のための源であるという、揺るぎのない信念でした。

開祖は、1945年の第二次世界大戦の敗戦により、精神的にも荒廃した日本人のありさまを憂いて、“人づくりによる国(社会)づくり”を志し、“^{ぎょう}行”としての「少林寺拳法」を創始しました。

少林寺拳法は、これを^{しんし}真摯に修練する者に、自己の確立による自信と勇氣、そして慈悲心とそれを実現する行動力をもたすことができます。そして人々は、力と愛の調和を行動原理として、自己の幸せだけでなく、半ばは他人の^{ひと}幸せを願い行動することを学びます。開祖によるこの“人づくり”は、日本という国の枠組みにとらわれず、どんな国や社会でも普遍的に必要とされる有用性を秘めています。

少林寺拳法は、開祖の志に賛同し、その価値を確信した多くの指導者によって世界に広まりました。そして、その指導者たちを通じて多くの拳士が開祖の志に触れ、少林寺拳法を学び、楽しんでいます。

2. “少林寺拳法の本質”とは

少林寺拳法は、人づくりの「行」です。

例えば、少林寺拳法の技法は極めて武的なものです。しかし、その技法は「勝つ」ということを目的としたものではなく、「負けない」という考え方に裏打ちされたものです。「負けない」ことが必要なのは、暴力からの護身に限りません。人生におけるさまざまな困難にも負けないということです。

開祖は、よい人間関係を広げることにより、充実感や希望を持つことを説きました。それゆえに少林寺拳法では、自分さえうまくなればよいという考え方ではなく、技術の修練も、教え合い協力し合いながら互いに上達を図るというあり方をとっています。

少林寺拳法が安易にオリンピックに代表される国対抗の競技大会への参加をしないのも、人づくりの「行」である少林寺拳法の本質を見失わないためです。

このように少林寺拳法は、「教え」と「技法」とそれを一体化する「教育システム」とで成り立っており、ただ技法を修練するだけでは少林寺拳法を修めているとはいえません。

3. 指導者にとって大切なこととは

少林寺拳法を教える指導者にとって大切なことは、開祖の志への賛同です。そして、少林寺拳法創始の目的を理解して、少林寺拳法を正しく指導することです。これが指導者の基本です。

もちろん指導者は、まず自らが少林寺拳法を正しく修練して人間的な成長を図り、社会的に役立つ人間となるよう努力し続けなければなりません。そして、開祖がそうしたように、その生き方をもって後進に範を示し、人々を平和で豊かな社会づくりのための行動に導いていくのです。

少林寺拳法の活動とその普及は、開祖の志を受け継ごうとした世界中の指導者の自覚と、情熱によって支えられているといっても過言ではありません。

しかし、もし開祖の志に賛同できなければ、また、少林寺拳法創始の目的を逸脱して、これを正しく指導できなければ、指導者を名乗ることはできません。この開祖の志に共鳴して指導者になろうと自分自身で決めているからこそ、仲間や拳士、地域の方々とともに楽しむことができるのです。そして、楽しみがあるからこそ、あらゆる困難や問題・課題を乗り越え、指導を継続することができるのです。

指導者一人では、活動は成り立ちません。多くの支援者が支えてくださっていることに感謝しましょう。

4. なぜ、少林寺拳法には流派がないのか

少林寺拳法は、世界中どこへ行っても、同じ教え、同じ技、同じ教育システムにて学ぶことができます。

少林寺拳法は、「人づくりによる国(社会)づくり」という、目的を持った運動体であり、この目的のために、技法と教えを修め、自己の可能性を見だし、生きる力を養い、他人^{ひと}のことを本気で考えて行動できる人を育てる教育団体です。

ですから、少林寺拳法という名称は、単に武道の一流派を示すものではなく、「人づくり」や「幸福運動」という目的と実践活動に直結したあり方も含まれているのです。

これらの目的に向かって活動をするために、少林寺拳法は“世界で一つ”ですから、少林寺拳法には流派がないのです。

5. 少林寺拳法グループとは

“少林寺拳法は世界で一つ”ですが、創始当初より普及を図るために、いくつかの組織体を構成してきました。現在、少林寺拳法のすべての組織体を網羅し、「少林寺拳法グループ」と呼称されています。少林寺拳法グループの代表には、少林寺拳法三世師家^{しけ}・宗昂馬^{そうこうま}が就任しています。少林寺拳法グループを構成しているのは、「一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY」「金剛禅総本山少林寺」「少林寺拳法世界連合(WSKO)」です。

6. 一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY が、なぜ設立されたのか

1980年、宗由貴 二世師家は、宗道臣開祖(初代師家)の法統を承継し、「金剛禅総本山少林寺」「社団法人日本少林寺拳法連盟」「学校法人禅林学園」「少林寺拳法世界連合」の各法人・団体の長に就任しました。

その後長らく、日本国内の知的財産を金剛禅総本山少林寺が、国外の知的財産を少林寺拳法連盟が、それぞれ管理していましたが、2002年、政府により『知財立国宣言』が発出されたことを受け、少林寺拳法に関係する知的財産の管理体制を総点検し、一元管理することを方針としました。2003年、有限責任中間法人少林寺拳法知財保護法人(現 一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY)を設立し、全ての知的財産を同法人のもとに集約することとしたのです。

少林寺拳法の知的財産は、あまねく開祖の志を表現するものであり、これを永劫変質させず、グローバル化の中においてもそれらを質感高く表現していくには欠かせない、重要な事業であったと言えます。その後、知的財産の管理体制は、2005年、世界統一のシンボルマーク・ロゴが施行されたことにより極まります。

あまねく開祖の志を表現する少林寺拳法の知的財産は、開祖の法統を継ぐ者、すなわち師家が責任を持って守ってゆくもの…という考え方から、UNITYの代表理事には代々師家が就任することとなっています。

UNITYの使命は、「世界で一つの少林寺拳法を守り普及し発展させ、開祖の志を具現化するために必要な事業を行う」ことです。この使命を果たすために、UNITYは、師家の指導の下、以下の活動を展開しています。

- ①少林寺拳法の解釈や資格の得喪
- ②時勢環境に即応した教育システムや指導者・拳士の資質向上のための研究
- ③少林寺拳法の信頼と価値を高めるための研修会や教材開発
- ④少林寺拳法を正しく認知させるための広報活動、知的財産の管理
- ⑤開祖の志を具現化するための事業
- ⑥関係団体の評価、支援活動
- ⑦広報や知的財産管理活動の浄財に充てるためのライセンス事業

UNITYの活動資金は、契約団体からの会費収入、少林寺拳法の資格の付与に伴う認定料、指導者・拳士の活動に必要な物品を提供して下さるパートナー企業(業者)からのロイヤリティ収入などから成り立っています。

7. “知的財産の管理”が重要

世界で一つの少林寺拳法は、国や普及事情により多少の違いはあっても、教えも技法も教育システムも、そして資格制度も、どの国においても基本的には同じです。

世界中の少林寺拳法拳士は、共通の理念や価値観を有し、制度を共有していますので、共通の目標に向かって力を結集し、成果づくりを喜び合うこともできます。また、時には、悩みや問題・課題・障害などを協力し合って解決することもできます。

このことは、少林寺拳法が一つの組織としてまとめ、いわば大家族を構成していることの成果であり、掲げる理念の具現化につながるものです。

この“世界で一つの少林寺拳法”を守るためには、開祖の志や、教え、技法、教育システムを正しく守り、伝えていく必要があります。そのためには、知的財産の保護がグローバルスタンダードとなった現在、法的な裏付けを持たなければ、その大切な財産を守ることはできないのです。

8. 少林寺拳法師家の使命とは

少林寺拳法の正しい修行法は、内修、外修共に、積極的修行法と消極的修行法があり、^{えっきんぎょう}易筋行に至っては、剛、柔、整の3法25系600数十の技があり、世界中の拳士がこれらに魅了されてきました。

しかし、指導者が、少林寺拳法の教えや技法、教育システムなどの解釈や運用法を取り違えて認識したり、拳士に間違った解釈や運用法を指導すると、少林寺拳法創始の目的である、開祖の志を逸脱した、少林寺拳法ではないものに変質してしまう危険性があります。

そこで、少林寺拳法における中心的存在となるのが「少林寺拳法師家」(以下、「師家」という)です。

師家は、開祖の血脈を継ぎ、かつ、開祖の志を正しく継承する者です。師家は就任と同時に少林寺拳法グループの代表、UNITYの代表理事、少林寺拳法世界連合の会長に就任します。少林寺拳法における師家の組織的立場や役割は、少林寺拳法独自のものです。

少林寺拳法の指導者は、異なる時代、国、地域、環境の中で、師家の代行者として、その理念を実践しますが、同じ志や理念に根ざした実践活動であっても、その過程や表現方法には指導者個人の感性や経験が加味され、個性が反映されます。しかし指導者が身勝手な解釈をもとに行動するような場合は、本来の目的を見誤り、大会出場が目的となって、そのための修練の消化のみが活動内容となるなど、開祖の志や少林寺拳法の理念から逸脱する可能性もあります。世界で一つの少林寺拳法であるためには、日々の活動の方向性や手法のすべてをそれぞれの個性や勝手な解釈に委ねることはできません。少林寺拳法のように理念を掲げて活動する組織には、日々の活動の方向性や手法を指し示し、精神的支柱となり、開祖の志を

最も色濃く受け継ぎ、それに基づく組織の方針や方向性を明確に指し示すことを使命とする存在が重要なのです。

9. 師家が有する三権能とは

師家には、その立場に基づき、以下の三つの権能が付帯します。

①少林寺拳法の最終解释权

社会に必要とされる活動や価値観は、時代により変化していくことがあります。少林寺拳法が社会に必要とされ、価値を発揮する存在であるためには、時勢に応じた組織的技術革新を適時に判断し、変化適応できる組織であり続けなければなりません。

その判断は、“少林寺拳法とは何か”という最終解釈に基づいて示されるものでなければなりません。

少林寺拳法という独自の固有の文化を正しく継承し、その独自の価値観や考え方の解釈を^{つかさど}司る師家は、いわば少林寺拳法という船の船長であり、この運動体の方向性を指し示す存在なのです。

②少林寺拳法に関する知的財産権

少林寺拳法の知的財産とは、開祖・宗道臣が残した教え・技法・教育システムとその成果物のすべてであり、その名称や活動を識別するための商標も含まれます。

これらの知的財産は、すべて「少林寺拳法の最終解释权」に基づき具象化されたものであるため、少林寺拳法の知的財産に関する権利は、UNITYの代表理事でもある師家に帰属しています。

また、師家にこれらを帰属させることにより、不特定の個人が専横できない環境をつくり出しています。

③少林寺拳法資格を付与し、あるいはこれを剥奪する権限

少林寺拳法の教えや技法の習熟度、またはそれによる人格の向上を評価し、付与されるものが武階や法階といった少林寺拳法の資格です。

この武階や法階といった資格は、少林寺拳法固有の価値観や考え方に照らし合わせて付与されるものであるため、少林寺拳法資格の与奪は師家固有の権能の一つです。

師家は、少林寺拳法の資格の付与に当たり、個人の修行の成果を評価する機会を「昇格考試」として実施します。また、その評価業務を「考試員」に委任します。



「少林寺拳法シンボルマーク・ロゴ制定除幕式」(2005年1月9日)

第2編 広報

第1章 積極的広報(ビジョン編)

代表的な知的財産であるシンボルマーク・ロゴ(識別標章または商標のこと)は、それを見る人に、一定の印象や質感を想起させるものです。

これを言い換えると、そのとき想起させるものに対して、私達は責任を負っているということでもあります。ゆえに、印象や質感の向上は、知的財産管理における重要な要諦であり、道院長・支部長が絶えず努力しなければならないポイントだということです。

加えて、印象や質感の向上をどのように広報するか。そのことにより、知的財産の価値は上がりもするし、下がりもします。

そのような時代にあって、私達はどのような広報活動を行っていくべきなのでしょう。

▶ 口コミでアピール

大きな効力を発揮する口コミ

口コミで「直接会って話をする」場合、その相手は、気の合った仲間や友人が圧倒的に多く、次に職場の同僚、そして、家族、ネット上で第三者へ、と続いています。口コミにより、即時に行動に移した人の共通点は、「その話に感動をしたから」です。

さらに、信頼できる人から感動した話を聞いた人は、その商品やサービスに興味を持ち、実際に購入や入会をするそうです。口コミを大いに活用し、少林寺拳法のアピールにつなげていきましょう。

▶ 広告とパブリシティでアピール

広告では、思いどおりのメッセージ発信が可能！

広告は、マスコミ媒体のスペースや時間を利用することで、思いどおりのメッセージを発信でき、ダイレクトな効果が期待できます。しかし、相応の費用がかかること、また費用をかけたからといって、必ずしも効果が上がる保証がないのが広告の欠点といえます。

パブリシティは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのマスコミに働きかけ、「報道」として取り上げてもらう行為をいいますが、掲載については、マスコミが独自の判断で可否を決定します。利点としては、媒体費がかからないことと、報道として取り上げられるので、客観性が確保され、好意や信頼を得やすいという面があります。ただし、必ず取り上げてもらえるという保証はありません。

◆ 対象者の反応を決める四つの要素

広告により、それを見る人の反応は大きく変わってきます。以下の四つの要素を盛り込んで制作すると、より効果的です。

- ① 対象者が目にしやすい「広告媒体」を使っているか
- ② 対象者にとって「魅力的な内容」を載せているか
- ③ 対象者にとってインパクトのある「デザイン・表現」になっているか
- ④ 対象者が反応しやすい「タイミング」であるか

▶プレス(ニュース)リリースでアピール

新聞、雑誌、テレビなどに取り上げてもらおう！

◆プレスリリースとは

パブリシティ(新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの媒体に、報道機関が主体となって発信されるメッセージ)を、誘発するための有効な手段にプレスリリースがあります。プレスリリースとは、プレス(=新聞社などの報道機関)に対して、情報の“ネタ”をリリース(=発表、公開、提供)するものです。プレスリリースを受けた記者は、その内容を見て、記事として取り上げるか否かを判断するため、記事として取り上げていただくためには、書き方や発信の仕方に工夫が必要になってきます。

※発信前の最終チェック

- 虚偽の記載や誇大表示、発信者に都合のよい情報になっていないか？

誇大広告や過剰な表現は、広告のように捉えられてしまい、逆効果です。また、少林寺拳法の信頼と価値が失墜することにもなりかねません。

- リリース自体が広報手段となる

プレスリリースは、それ自体が広報手段となるため、やみくもに数を打てばいいというものではなく、内容が伴わないもの(少林寺拳法部内の関係者だけにしか分からない話題)を多数送りつければ、先方の担当者の心証は著しく低下し、逆効果となってしまう場合もあることに留意しなければなりません。宗道臣デーなどの地域に密着した情報や、特徴ある拳士が活躍している例など、社会性のあるものが好ましいでしょう。

◆記者とのおつきあい

- 事前の関係づくり

こちらの都合だけで記事を掲載してもらうことは難しいので、小さな有料広告を打ち続けたりするなど、ふだんからの関係を築いていくことで、いざというときに協力してもらうことが可能となります。

- お願い

プレスリリースを発信するときには、想定問答を準備して、記者の取材拠点や編集室へ顔を出し、「プレスリリース」を手渡ししましょう。あるいは共同通信社や時事通信社などの配信社への発信も効果的です。

また、質問があった際は、「素早さ & 分かりやすい説明 & 誠実さ」が感じられないと、印象が悪くなりますので注意しましょう。

また、複数のメディアに同時にリリースした場合、あとで特定のメディアが不利益や不快な思いになることがないように、配慮をしましょう。

◆事後のフォロー

記事が掲載された場合、記者の方々との関係が途切れることのないよう、よい記事を書いてもらったことに対する感謝の気持ちを伝えましょう。

▶取材対応でマスコミ人脈をつくろう

◆取材依頼を受けたら

「少林寺拳法を取材したい」という申し出があったら、プレスリリースと相まって、広報のチャンスと考えましょう。また、取材対応次第では、マスコミとの継続的な関係構築も可能です。ただし、マスコミに取り上げられることは大きな広報のチャンスであり、大変ありがたいことですが、掲載される媒体や

目的・意図などをきちんと把握したうえで、対応しなければ間違ったイメージが流布するなど負の広報に陥るリスクもあります。

「少林寺拳法の信頼と価値の向上につながるか」という大局的な視点にたったうえで、下記に従って対応しましょう。

◆取材の機会を、少林寺拳法の信頼と価値向上につなげるために

1.取材概要をつかむ⇒ 2.自己判断⇒ 3.必要な連携をとる⇒ 4.事後報告

1. 取材概要をつかむ

以下、8項目の順番で依頼内容を聞き、取材概要を明らかにしてください。

- ①取材意図・目的
- ②取材媒体(雑誌・新聞・テレビ・インターネットその他)
- ③取材内容(いつ・どこで・誰を・どのように取材をするのか)
- ④会社名
- ⑤連絡先(できればFAX番号、メールアドレスも)
- ⑥掲載もしくは放映日
- ⑦掲載もしくは放映されるエリア
- ⑧返信希望日

ごくまれに少林寺拳法の批判を目的としているなど、取材側に悪意がある場合もありますので、①の取材側の意図・目的や取材相手のこれまでの実績について、十分な情報交換を行ってください。

2. 自己判断

取材概要がつかめたら、その内容が次の事柄に当てはまるか検討してみてください。

- ①「人づくり」を目的とする団体であることが表現できているか。もしくは、「人づくり」のイメージを
 阻害するイメージはないか
- ②極端な格闘技イメージの表現はないか
- ③VALUE-LEVEL-UPのビジョンに即した内容か
- ④中国武術と混同される表現はないか
- ⑤他団体・他の個人を誹謗中傷するような表現はないか
- ⑥取材意図・目的が少林寺拳法にとって負の広報に当たることはないか

前記に照らして、場合によっては丁重にお断りする依頼内容もあるかと思われます。

3. 必要な連携をとる

広報の成果を挙げ、相乗効果を発揮するためにも、所属連盟(連盟のない国の支部はWSKO事務局)に相談し、対応を行ってください。

4. 事後報告とフォロー

広報の成果を分析し、次の展開につなげるため、放送・配信された取材結果を録画・コピーして、所属連盟(連盟のない国の支部はWSKO事務局)に事後報告を行ってください。

さまざまな媒体の取材依頼に対して、円滑な対応ができたときは、その諾否にかかわらず、相手側に好印象を与えます。

また、取材を了承し、その内容が満足のいくものであれば、貴重なマスコミへの人脈ができたと考えられます。

なお、取材後のお礼状などのフォローも必ず行ってください。ふだんの人間関係と同様、円満な人間関係をつくる潤滑油になります。そんな努力の結果、末永く、プレスリリースを発信する具体的な相手ができたと同時に、相手側からも頼られ、さまざまな視点での取材が舞い込むことにつながります。

▶出版物でアピール

布教・普及などに活用しよう！

少林寺拳法を広く一般の方々へと伝えるため、また道場内の教材として各種出版物が制作されています。

皆様の普及活動や地域イベント、贈答品などに、ぜひご活用ください。

▶ウェブでアピール

世界規模での広報が可能に！

◆少林寺拳法公認ウェブサイト

○ウェブサイトの利便性

口コミやポスター、新聞、雑誌などで少林寺拳法の存在を知り、気になったら、まずはインターネットで検索するのが一般的になっています。

そんな人たちの多くが、各連盟や支部のウェブサイトや少林寺拳法グループ公式ウェブサイトに行き着き、住居もしくは職場近くに道場を見つけるといった例も多々あります。

このように、ウェブサイトは手軽で、かつ内容をよく伝えることができる重要なツールとなります。大いに活用しましょう。

○少林寺拳法公認ウェブサイトの意味

- ・「公認ウェブサイト」は、「SHORINJI KEMPO／少林寺拳法」と類似の名称を使用した、紛らわしい団体が制作しているウェブサイトとの区別を図るためのものです。
- ・「公認ウェブサイト」として認定を受けるには、『SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP ガイドライン』記載の一定条件を満たし、審査に合格する必要があります。

○少林寺拳法公認ウェブサイトの制作

①自己チェック

『SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP ガイドライン』に従い制作し、「商標デザイン使用法・広報に関するチェックリスト」(37ページ参照)で、自己チェックを行う。

②申請と許諾

1. 申請者は、少林寺拳法グループの公認資格を持つ所属長。
2. 所属長より WSKO へ、「商標使用申請書」にて許諾申請を行う。
※非公開の状態ではウェブサイトの確認が難しい場合、事前にご相談ください。
3. WSKO より、商標使用許諾通知がなされ、公開することができる。

出版物の一例



③ウェブサイトの制作方法

- 自分で製作する。

ウェブサイト制作ツール（有料 / 無料）を利用する。

- 業者に制作を依頼する。

支部のイメージを決定づけるのは、内容とともにデザインの品質も重要な要素です。

※無料の制作ツールの中には、少林寺拳法のイメージに合わない広告が表示されるものがあります。その場合は見る人の印象を考え、広告を非表示にするオプションを取り入れてください。



④サーバーとドメインの契約

サーバー会社と、サーバーやドメインなどについて契約を行う。

※ウェブサイトを公開するには、データの置き場所である「サーバー」と、その場所を示す「ドメイン（少林寺拳法公式サイトで言うところの“shorinjikempo.or.jp”の部分）」が必要です。

▶イベントでアピール

直接、人の心をつかむ！

テレビ、インターネットなど、不特定多数へ瞬時に情報を伝えられる時代に、世界中でイベントが盛んに行われています。

人気のあるイベントのチケットは、発売と同時に売り切れるものも多数あります。テレビ、出版、放送など一方通行のマスコミュニケーション・メディアに対して、イベントは、双方向型、直接型のパーソナルコミュニケーション・メディアです。また、欲しい情報を直接的に得られるイベントに参加した方が、より満足度は高くなります。

なぜなら、非日常的な環境を計画的に創造することで、より強烈な心理的効果を与えることができるからです。私たちも、少林寺拳法の理念をより多くの人たちに知ってもらうために、イベントを活用してみましょう。

◦イベントの種類と実例

- ①宗道臣デーの活動、講演、シンポジウム、法話、発表会など。
- ②演武会、技法講習会、技法体験コーナーなど。
- ③映像コーナー、写真展示コーナー、物販コーナーなど。



第2章 ウェブサイト

Ⅰ. 少林寺拳法公認ウェブサイトの規定

1. 許諾と管理

- ① WSKO に所属する支部の支部長であること。
- ② ガイドラインを 遵守^{じゅんしゅ}して制作されており、WSKO からの商標使用の許諾を得ていること。
- ③ ガイドラインの内容を遵守し、少林寺拳法グループ公認のウェブサイトであるための識別として、トップページ、最上部に「結合商標3段4色タイプ」を表示すること。
- ④ 制作したウェブサイトは更新すること。管理できなくなる場合は閉鎖し、WSKO に連絡すること。

2. 留意事項

- ① グループ、法人、組織、少林寺拳法および、関連用語の説明は、ガイドライン(第2編 広報 第3章 ウェブサイト、パンフレットなどへの掲載用文章(22～25ページ))および、グループ公式ウェブサイトの内容に準ずる。

- ② 技術、教えるの体系的な解説や詳細内容の教授は不可。

③ 写真や動画

- ・ 開祖、師家^{しけ}、総裁、会長などの単独肖像は、常に最新のものを使用する。
行事の際の集合写真や、少人数での記念写真は使用可とするが、宴席などのスナップ写真の公開は本人の許可を得ること(許諾審査の際、不可となる場合があります)。
- ・ 道衣姿や旗、道場の看板などは、できるだけ、シンボルマーク施行後(2005年4月1日以降撮影)の画像を使用する。
- ・ シンボルマーク施行(2005年4月1日)以前(=2005年3月31日まで)の画像(記録写真など)を使用する場合は、撮影年を表記する。

④ 著作権と肖像権

- ・ 写真や動画は、ウェブサイト制作者にて撮影するか、撮影者の了承を得る。
- ・ 第三者の撮影した写真や映像を無断で使用してはならない。
- ・ 写真や映像の被写体をウェブサイトに公開する場合は、本人の了解を得る。

⑤ 個人情報

- ・ 個人が特定できる情報(名前、年齢、出身地、住所、連絡先、会社名、学校名など)を公開しない。
- ・ 個人情報を公開する場合は、本人の許可を得る。

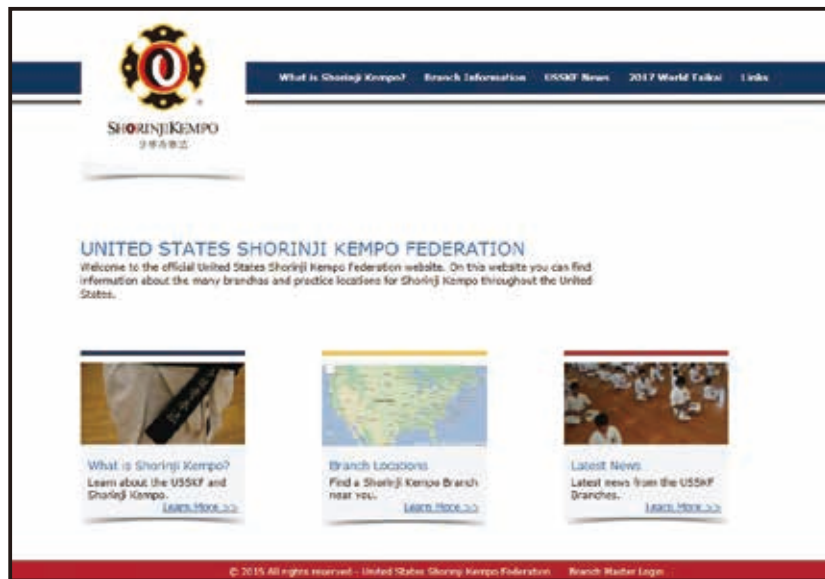
⑥ その他

- ・ 少林寺拳法、道場、関係者の品格を低下させる内容や、それに伴うバナー設置、リンクなどは不可。

- ・公私の混同や、特定の団体や個人を否定、攻撃するような内容は不可。

格ある広告の掲載を旨とする。支援者や少林寺拳法グループ内での協力や連携に活用する。協賛・広告ページ設置を推奨。

【制作例】
アメリカ連盟ウェブサイト



II. 意義ほか

メディアツールとして一般化しているウェブサイトを、少林寺拳法の普及活動に活用する意義について解説します。

1. 少林寺拳法グループにおけるウェブサイトの活用

ウェブサイトを活用して、広く一般に知ってもらったり、仲間を増やしたりと、少林寺拳法の活動にも応用できます。積極的に広報しましょう。

2. ウェブサイトの危険性と管理

しかしながら、広く一般に情報をやり取りするがゆえに、危険性があります。個々人に、勝手に情報を受け取られたり、悪用されたりする場合があります。また、情報は発信すれば一人歩きしますので、誤解を生じやすいものです。また、法令遵守を問われることもあります。

その意味では、一般社会と同等に、「情報の社会」が存在するといっても過言ではありません。利便性を活用しながら、特に情報発信においての管理が必要です。少林寺拳法のあり方、少林寺拳法内外の関係団体のルールに則して、情報を発信しましょう。また、ウェブサイトの技術的管理者が不在になると、放置されることになり、古い情報がそのまま掲載・表示され、時には現行ルールに不都合をきたすこともあります。管理責任者は、放置されることのないよう、ウェブサイトを管理しましょう。

3. 法令遵守とマナー

①個人情報保護、著作権侵害、名誉毀損など

インターネット上に限らず、他人の著作権・肖像権など、知的財産権を侵害してはいけません。個人情報の取り扱いも注意が必要です。顔写真や生年月日、住所、メールアドレスなどの掲載は注意してください。また、掲載する場合は、本人の承諾を得てください。拳士以外の一般の方がたくさん参加する行事などの写真を掲載する場合は、参加者に承諾を得るか、後ろ姿を掲載するなど配慮をしましょう。

②不特定多数閲覧を前提にしたルール、マナー

発信した情報に関して意見が寄せられた場合、まずは、受け入れる姿勢が必要です。しかし、反対意見や不愉快な意見が寄せられ、誹謗中傷^{ひぼう}合戦が始まってしまうこともあります。

これを意図的にねらう者もいます。感情的に回答すると、エスカレートする場合がありますので、挑発に乗らないよう冷静に回答の必要性を検討してください。

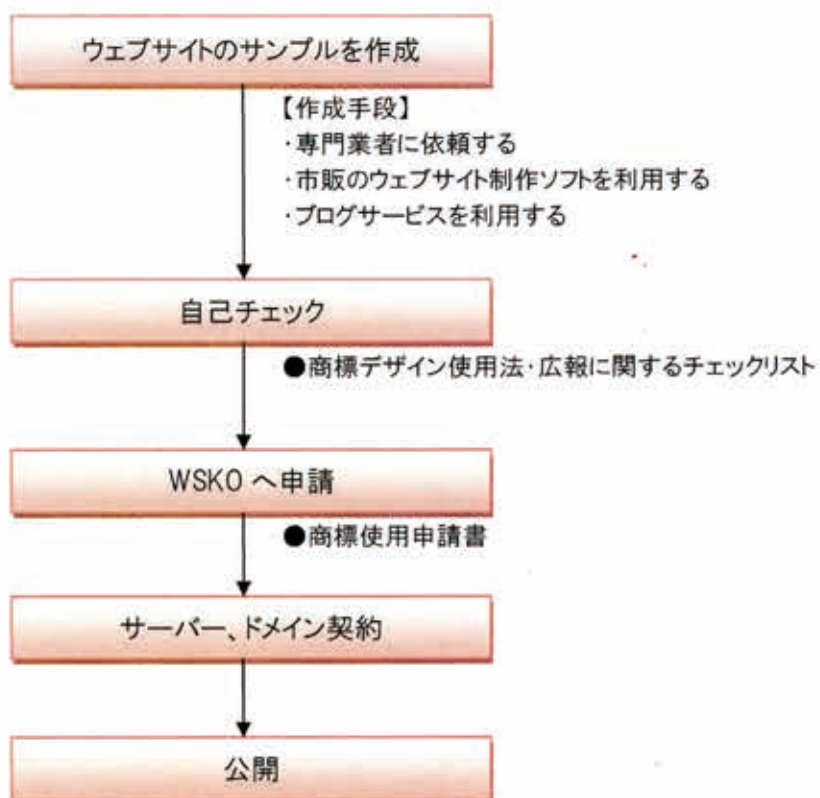
回答する必要がある場合は、回答理由を明確にし、簡潔明瞭かつ品位を保って行ってください。

固有団体名や個人名を出しての批判は、価値観の押しつけともとれる場合がありますので、控えるようにしてください。また、リンク先も気をつけるようにしましょう。

4. SNSでの商標使用について

FacebookなどSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での商標使用は、正式に許諾を受けた各国連盟や支部のアカウントに限定されます。所属長であっても個人アカウントでの使用はできません。

【ウェブサイト立ち上げの流れ】



(参考) ソーシャルメディア利用指針

1. ソーシャルメディア利用にあたって

フェイスブック、ツイッター、LINE、あるいはブログといった、ユーザーが情報や知識を共有する、いわゆる「ソーシャルメディア」は、コミュニケーションやPRのツールとして、今日の社会の中で、重要さを増しています。

ソーシャルメディアは、個人が瞬時に、しかも自由に世界に向けて情報を発信又は受信することができます。一方で、個人で主張できるがゆえに、話題や視点が多岐にわたり、とりわけ議論のみで結論を必要としない、主張の垂れ流し状態となる可能性もあります。

こうした環境のなか、少林寺拳法が話題の一つになることは必然と言えます。むしろ話題になる程の周知性があることは、歓迎されることです。宗道臣によって創始された少林寺拳法は、「人づくりによる国づくり」の志のもと、教え・技法・教育システムは、組織としてのブランド力を有しています。少林寺拳法関係者がソーシャルメディアを通じて、それらを正しく伝えることが、現代社会において重要となります。

少林寺拳法グループでは、少林寺拳法の指導者、拳士あるいは後援者の方々にとって、少林寺拳法が正しく伝えられ評価されることが大切であるとの観点から、ソーシャルメディアを利用する際の指針をまとめました。

少林寺拳法を未来に向けて正しく伝えていくために、関係する皆様のご理解とご協力をお願いします。

2. ソーシャルメディア利用の基本的事項

ソーシャルメディア利用にあたっては、一般的に次の事項を認識する必要があります。

①利用に対する責任

個人あるいは匿名であっても発言には責任が伴います。発言した内容は瞬時に世界中に広まり、たとえ個人であっても組織を代表する立場ともとらえられかねません。また、不用意な発言は家族や友人にまで被害が及ぶこともありますので、社会的ルールを守り、発言には慎重であることが必要です。

②個人情報等の保護

利用者の個性を大切にし、個人情報等を保護しなければなりません。特に、自らの又他者の人物や住所等を完全に特定できる個人情報を掲載することを控えるようにします。また、誹謗中傷は人権侵害につながります。発言において、差別や人権を侵害する表現をしたり、個人や団体を特定した攻撃的な言動をしないようにします。

③他者等の権利の尊重

著作権、商標権、肖像権等の他者の権利を侵害することなく尊重します。他者の創作活動によって生み出されたものには知的財産権があるため、侵害しないようにします。また、他者の写真や情報等を無断で掲載しないようにします。

④公平性等の確保

不特定多数を対象とするソーシャルメディアは、個人の言論の自由と相まって公平性等を保つ必要があります。他者の意見を尊重するとともに、個人の立場から、議論をコントロールしたり、誘導しないようにします。また、否定的な意見等に対しては、自らの判断で対応しないようにし、迷った場合は、会話・投稿に参加しないようにします。

⑤インターネット利用上の注意

インターネットは誰でも投稿できることから、怪しいリンク（ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺等）に誘導される恐れがあります。また、アドウェア、マルウェア等（注）の「悪意のこもった」ソフトウェアのウェブサイトもあります。情報の発信元の信頼性を意識して投稿することが大切です。

（注）アドウェアとはユーザーの画面に強制的に広告を表示させる代わりに無料で利用できるソフトウェアを、マルウェアとはコンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のある不正ソフトウェアをいいます。

3. ソーシャルメディア利用の注意事項

少林寺拳法に携わる者として、少林寺拳法を正しく伝え評価されるために、利用にあたっては次のことに注意して下さい。

①少林寺拳法のガイドライン、規程等を遵守する。

利用及び情報発信にあたっては、広報・知財管理の観点から、少林寺拳法の「VALUE-LEVEL-UPガイドライン」、「知的財産管理・広報等に関する規程」をはじめ、WSKO の諸規則を遵守してください。細部は、WSKO 事務局にお問い合わせください。

②少林寺拳法の本質を正しく伝える。

情報発信にあたっては、「人づくり」のための教えと技法と教育システムを有する少林寺拳法を正しく伝えてください。とかく技術面が話題になりやすいのが実情ですが、本来の少林寺拳法の在り方、「人づくり」を目的とする少林寺拳法の本質から逸脱しないで下さい。

③少林寺拳法の基本理念や知的財産等を守る。

世界で一つの少林寺拳法を守るため、知的財産の保護に努めてください。知的財産（少林寺拳法の教え・技法・教育システム、少林寺拳法の名称、シンボルマーク・ロゴ）は勝手に教授したり、使用することはできませんので発信の際には注意して下さい。特に、知的財産を守る立場から、少林寺拳法の技法や教えの体系的な解説や詳細内容の表現はしないとともに、少林寺拳法の事業・活動を説明する際には、誤解を招くことのないよう配慮して下さい。

④利用に対して責任を持ち注意を払う。

利用にあたっては、少林寺拳法に携わる者としての責任を持ち、個人の立場であっても組織を代表していることを常に念頭に節度ある言動で臨んでください。インターネット利用においては、個人情報保護するとともに、他者・他団体を尊重してください。また、発言においては公平性を確保するとともに、怪しいリンク、悪意のあるソフトウェア等に十分注意して下さい。

⑤その他

・組織や拳士に配慮する。

情報発信にあたっては、少林寺拳法グループ、それを支える拳士を大事にする意識をもって臨んでください。むやみに誹謗中傷をしないこととともに、これら誹謗中傷には過度に反応せず、無用・不毛な議論に巻き込まれないように注意して下さい。

・対象者や情報を管理する。

ソーシャルメディアは世界に瞬時に広がるため公開対象（範囲）を限定する必要があります。同報する場合に、少林寺拳法グループの所属でなくなった方には中止する等、対象者を適切にするとともに、少林寺拳法グループの所属でなくなった場合にあっては、少林寺拳法に係る情報の取り扱いには十分注意し、情報を不用意に発信しない等、情報を管理して下さい。

4. ソーシャルメディア利用チェックリスト

事項	項 目	チェック
GL 遵守	情報発信した内容は「SHORINJI KEMPO VALUE-LEVEL-UP GUIDELINE」(ガイドライン)等に則っていますか。	
少林 寺拳 法の 知的 財産 保護	少林寺拳法は「人づくり」を目的とした活動との立場で発信されていますか。「人づくり」のイメージの阻害、あるいは極端な格闘技イメージになっていませんか。	
	少林寺拳法の教え、技法、教育システムが正しく伝えられていますか。特に、中国武術等と誤解されるような表現等をしていませんか。	
	少林寺拳法の技の掛け方を詳しく解説したり、教えについて個人の見解や主張を公表していませんか。 ※技については、科目表程度に、攻撃と反撃を説明することは可。	
	少林寺拳法の事業・活動等を説明する場合、今後の方針として誤解を生じるような表現がされていませんか。	
コン プ ラ イ ア ン ス 遵 守	少林寺拳法グループあるいは法人・団体に所属している立場から、一貫した発言になっていますか。	
	関連法令、社会的良俗が守られていますか。インターネットの特徴(ユーザーが情報と知識を共有)を前提としたルールやマナーが守られていますか。	
	人権・表現の自由・個人情報保護あるいは知的財産権(商標権・著作権・肖像権・意匠権)等の法令を侵害していませんか。	
	少林寺拳法や個人に対する誹謗中傷に過度に反応したり、無用・不毛な会話・投稿に参加していませんか。	
	怪しいリンクにアクセスしたり、悪意のこもったソフトウェアに加担している形跡はありますか。	
情 報 管 理	他団体や個人を誹謗中傷していませんか。また、他拳士や所属団体が損害を被るような内部情報等をみだりに発信していませんか。	
	多数に同報する場合に、少林寺拳法グループの所属でなくなった方には同報を中止する等、対象者が適切に管理されていますか。	
	少林寺拳法グループの所属でなくなった場合にあっては、少林寺拳法に係る情報の取り扱いが適切に行われる等、情報が管理されていますか。	

以上

第3章 ウェブサイト、パンフレットなどへの掲載用文章

■少林寺拳法とは何か

(150字)

少林寺拳法は1947(昭和22)年、日本において宗道臣^{そうどうしん}が創始した、教え・技法・教育システムによって、自信と勇気と行動力と慈悲心を持った社会で役立つ人を育てる”人づくりの行”です。

一人ひとりがまず頼りにできる自己を確立し、人間同士が助け合い、共に幸せに生きるための道を説いています。

(300字)

少林寺拳法は1947(昭和22)年、日本において宗道臣^{そうどうしん}が創始した“人づくりの行”です。

自分の身体^{からだ}と心を養いながら、他人とともに助け合い、幸せに生きることを説く「教え」と、自身の成長を実感し、パートナーとともに上達を楽しむ「技法」、そして、その教えと技法を遊離させず、相乗的なスパイラルとして機能させる「教育システム」が一体となっています。

人間は生まれながらに、どのようにも成長してゆける可能性を秘めています。少林寺拳法は、その可能性を信じて自分を高め続けられる人、周囲の人々と協力して物心両面にわたって豊かな社会を築くために行動できる人を育てています。

■少林寺拳法の創始の動機と目的

少林寺拳法の創始者である宗道臣は、戦後の混乱のさなか、自身の体験から、リーダーの質によって、集団や社会の方向性が大きく変わるという真理を悟りました。そして、リーダーシップとは、自信と勇気と正義感、行動力に根ざすものであると定義付けました。

人が平和で豊かに生きてゆくために、正しいリーダーシップを発揮できる人間を一人でも多く育てようという“人づくり”の志を抱いた宗道臣は、敗戦直後の混乱で自己を見失いそうな若者たちに、人として豊かに生きるべき道を説くとともに、身体を鍛え自信を得るのに有効な技法を教え始めました。修練の中で、道を説いて誇りや信念を引き出し、人が生まれながらに持つ成長の可能性を実感させ、自信と勇気と行動力を併せ持つ、社会に役立つ人を育てようと創始したのです。

■金剛禅とは

少林寺拳法の教えは、とりもなおさず少林寺拳法創始者・宗道臣の教えですが、その宗道臣の教えの根本は、仏陀釈尊の正しい教えと、これを正しく継承した菩提達磨^{だるま}の行法を現代に生かすことにあります。すなわち、金剛禅とは死後の安楽や現世利益を説くのではなく、生きている人間が、少林寺拳法の修行を通して、まず己を^よ抛り所とするに足る自己を確立し、そして他のために役立つ人間になろうという、身心一如^{いちによ}・自他共楽の新しい道なのです。なお、金剛禅という名称は、仏教の守護神とされる仁王尊の神名に^{ちな}因んで、阿吽^{あうん}・陰陽二体の金剛神が象徴する無限・無量の宇宙の大調和をイメージして宗道臣が名付けたものです。

■少林寺拳法の六つの特徴

(拳禅一如)

「拳」は肉体を、「禅」は精神を意味します。身体と心は別々のものではなく、互いに影響を及ぼす一体のものです。少林寺拳法では、身体と心を、どちらかに偏らせることなく、バランスよく修養します。

(力愛不二)

慈悲心や正義感に^{あふ}れていても、力がなければ、誰かの役に立ったり、助けたりすることはできません。また、どれだけ力があっても、誇りや信念がなければ、正しい力の使い方はできません。力と愛、理知と慈悲の調和こそ、少林寺拳法の行動規範です。

(守主攻従)

少林寺拳法の技法は、不正な暴力から身を守るためにあります。そのため、まず守り、それから反撃する技法体系となっています。また、確かな守りの体勢を築くことで、相手の弱点を冷静に見極め、有効な反撃ができると考えています。

(不殺活人)

少林寺拳法の技法は、誰かを傷つけるためのものではなく、自分や他人を守り、生かすためのものです。少林寺拳法の技法は、人の可能性を実感させ、成長の喜びを味わうために修練されます。

(剛柔一体)

少林寺拳法の技法には、突き・蹴りなどに対し、受け・かわしから当身で反撃する「剛法」と、手首を握る・衣服をつかむなどに対して、抜き・投げ・固めなどで反撃する「柔法」があります。剛法と柔法は、互いの特徴を生かし合い、巧みに組み合わせることによって、効果を倍増させることができます。

(組手主体)

少林寺拳法の修練は、二人一組で行うことを原則とします。これは、相手の行動に適切かつ柔軟に対処できる実戦的な技法を養うためであると同時に、共に協力して上達し、その喜びを分かち合うためです。

■少林寺拳法創始者・宗道臣の経歴

1911(明治44)年2月、日本国岡山県作東町(現・^{みまさか}美作市)生まれ。

17歳のとき、中国に渡り、大陸を駆け巡る。その間、縁あって^{すうざん}嵩山少林寺の流れを汲む文太宗老師の知遇を得てその門に入り、各種の拳技を修得する。

中国東北(満州)の地で敗戦を迎え、ソ連軍政下で1年を過ごす。

敗戦直後の極限状況下で、人間の赤裸々な行動を目の当たりにし、法律も軍事も政治のあり方も、リーダーとなる「人の質」にあることを確信する。そして、真の平和を達成するためには、慈悲心と勇気と正義感の強い人間を育てる以外にないと決心する。

1947(昭和22)年10月、日本国香川県多度津町において、^{りきあいふに}力愛不二の“教え”と自己確立・自他共楽を旨とする“技法”を中心とした、社会に役立つ人づくりの教育システムを考案して、拳禅一如の「少林寺拳法」を創始、少林寺拳法師家となる。1980(昭和55)年5月、逝去。

■「宗道臣(開祖)」の肩書

拳士にとっては「開祖＝宗道臣」というのは、当たり前の認識であったとしても、一般の人には通じません。「開祖」という表記だけでは、他の武道団体、また宗教団体でも「開祖」と呼んでいるところはたくさんあります。したがって、少林寺拳法の予備知識を持たない人のために、外部に対して発信する広報文書などでは「少林寺拳法創始者」という肩書を使用しましょう。

実用例①：「少林寺拳法創始者・宗道臣」

また、紹介する文章とのかかわりから「開祖」という肩書を使用したい場合には、
実用例②：「少林寺拳法創始者・宗道臣（開祖）」
を推奨いたします。

■少林寺拳法の沿革

1947年10月、日本の香川県多度津町の自宅で、宗道臣は教えと技法と教育システムを兼ね備えた「人づくりの行」として、少林寺拳法を創始しました。1951年、宗教法人法に基づき、金剛禅総本山少林寺を開基。1952年には、少林寺拳法指導者の養成機関として、後の学校法人禅林学園の前身となる禅林学院を開設。1963年、香川県認可の社団法人日本少林寺拳法連盟を設立。組織が全国規模に拡大したこともあり、1991年、社団法人日本少林寺拳法連盟（現・一般財団法人少林寺拳法連盟）を発展的に解散し、全国法人の財団法人少林寺拳法連盟を設立。2011年には一般財団法人に移行して、学校・職域などで少林寺拳法のクラブ活動を展開しています。1972年、国際少林寺拳法連盟が発足。1974年、国際少林寺拳法連盟を解散し、少林寺拳法世界連合(WSKO)が発足して、2022年1月現在、世界39か国に少林寺拳法が普及しています。2003年、有限責任中間法人少林寺拳法知財保護法人を設立。2006年、有限責任中間法人SHORINJI KEMPO UNITYに名称変更、2008年、法改正により一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITYとして、少林寺拳法の知的財産を保護・有効活用などを行うことにより、人づくり運動をサポートしています。

■少林寺拳法の組織

少林寺拳法グループ

宗道臣によって創始された、「教え」と「技法」と「教育システム」を兼ね備えた“少林寺拳法(SHORINJI KEMPO)”は、一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITY、金剛禅総本山少林寺、少林寺拳法世界連合(WSKO)の三つの組織によって普及されています。少林寺拳法グループは、2005年4月に制定した新たな世界統一のシンボルマーク・ロゴの下、各法人・団体が連携・融和を図りながらその独自性を生かして、世界で一つの“少林寺拳法(SHORINJI KEMPO)”として社会教育活動を展開しています。



少林寺拳法総本部

◆一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY

1947年に、宗道臣が社会に役立つ人づくりを目指し、「教え」と「技法」と「教育システム」を兼ね備えたものとして創始した、流派のない“世界で一つの少林寺拳法(SHORINJI KEMPO)”を、今後も守り、正しく普及し発展させることを目的に、2003年11月に、有限責任中間法人少林寺拳法知財保護法人として設立されました。2006年、有限責任中間法人 SHORINJI KEMPO UNITYに名称変更、2008年には一般社団法人に移行し、少林寺拳法の知的財産を保護するとともに、有効活用を行うための事業、また、少林寺拳法の普及・発展に貢献する団体などに対する支援事業などを行うことにより、人づくり運動をサポートしています。

◆金剛禅総本山少林寺

金剛禅総本山少林寺は、少林寺拳法による身心一如の修行を基に「自己確立」「自他共栄」の道を究め、日々の暮らしに生かすという独自の宗風を持つ教団です。

金剛禅は、人間が宇宙の大いなる働きを宿す“可能性の種子”であることを信じ、その可能性を開花させながら、お互いを尊重し合い、手を取り合って平和で豊かな社会を実現していこうと説いています。金剛禅運動の拠点である日本各地の道院では、子どもから高齢者まで、世代を超えて楽しく修行にいそしんでいます。

◆少林寺拳法世界連合(World Shorinji Kempo Organization／略称：WSKO)

日本で創始された少林寺拳法は、1960年代後半ごろから日本国外にも広がり始め、現在では世界39か国(2022年1月現在)に普及しています。WSKOに加盟している各国連盟および各支部では、少林寺拳法の修練はもとより、少林寺拳法の教えに共鳴し、さまざまな実践活動(社会貢献活動)にも積極的に取り組んでいます。宗道臣という一人の人から生み出された少林寺拳法は、人々の心と心を結ぶ懸け橋となり、世界中の仲間たちが民族・文化・宗教・言語の違いを越えて友情を育み、四年に一度の世界大会・講習会、各地域の講習会など、国際色豊かな交流を行っています。

■広報時の英文字による組織名称表示の統一

「少林寺拳法」が固有の名称であることを明らかにするため、不特定多数の人が目にする広報物(パンフレット・ポスター・ウェブサイトなど)において、ローマ字による活字表記を行う場合は、下記の事項を必ず守ってください。

◦表題や見出しなどには、「SHORINJI KEMPO」および組織名称は、全て大文字で表記してください。「SHORINJI」と「KEMPO」の間には、必ずスペースを入れてください。

◦表題や見出しなどに、「SHORINJI KEMPO」と表示済みの広報物で、長文中に少林寺拳法をローマ字表記する場合は、「Shorinji Kempo」と、頭文字以外の文字を小文字で表現することができます(組織名称についても同様)。

◦少林寺拳法の会員を対象とした教材・資料・連絡文書などにおいては、大文字表記の必要はありません。「Shorinji Kempo」と表記してください。

第3編 知的財産管理

第1章 知財管理規則

1 私たちの知的財産を正しく伝える

○統一された定義に基づく情報発信

正確な少林寺拳法の定義が社会に定着することを促進するために、私たちは、統一された定義に基づき、一定の情報発信を行っていく必要があります。

印刷物、ウェブサイトなど、各種媒体で「少林寺拳法とは何か」を説明する場合には、公式出版物を正しく引用するか規定の文章(22ページ～)を引用してください。文字数に制限があって、規定の文章を要約するなどの場合は、必ず発行・公開前に関係する法人・団体の広報・知財管理担当者へご確認ください。なお、指導者自身の体験に基づいた、独自の解釈や、おのこの道場の特色については、本書に記載の内容に矛盾したり、少林寺拳法のあり方に反したりしない範囲で、独自の解釈・特色である旨を明記したうえで発信してください。

あらゆる情報は、発信された時点で、発信側の手を離れます。手を離れた情報は、受信側の解釈をコントロールすることはできません。また、受信側には、故意に悪意を持って解釈し、情報を悪用しようとする者もいます。このような情報操作は、組織を破壊する活動です。情報発信にあたっては、その情報の根拠を理解したうえで、分かりやすい表現、十分な説明を心がけてください。

ただし、少林寺拳法の思想や技法に関する出版物などを、許可なく勝手に製作、販売、配布、公開することは禁止されています。

2 写真使用のルール

あらゆる写真・映像物には、まず「撮影した人の権利」が発生します。特に有名なカメラマンが撮った写真などは、付加価値の高い知的財産となりますので、無断で使用することはできません。また、あらゆる写真・映像物には、「被写体の権利」が発生します。被写体が人であれば、その人の許諾なく、使用することができません。被写体が絵画・建物などであれば、その絵画・建物の所有者に権利が帰属する場合があります。撮影した人や被写体が付加価値を持つ写真は、権利を管理されていることが多く、無断で使用すると法に抵触する場合があります。

※一般財団法人少林寺拳法連盟事業課取り扱いの写真について

少林寺拳法連盟事業課では、開祖、グループ法人・団体の代表者、各種技法などの写真を販売しています。購入した写真は少林寺拳法の広報に使用することができます。

- 開祖の写真を使用する場合には、スーツ姿のものをご使用ください。
- 法衣に絡子、輪袈裟の開祖の写真は使用できません(金剛禅に関する使用については可)。
- 少林寺拳法の刊行物から写真を取り込み無断で複製・転載することはできません。

※その他の写真について

- 少林寺拳法が中国発祥であるかのような誤解を生じさせるような、道服姿の写真は使用しないでください。
- シンボルマーク・ロゴ施行以前(2005年4月1日以前)の写真は使用しないでください。ただし、過去の記録として紹介する必要がある場合には、必ずその写真の撮影時期(少なくとも撮影した年。「〇〇年ころ」という表記は可)を記入してください。

※写真使用に関するマナー

- 写っている人が見たときに、不快に感じる使い方はやめましょう。
- プライベートの写真を使用するときは、一定の配慮が必要です。また、本人の承諾も必要です。

※個人撮影物(写真・ビデオなど)の取り扱いに注意し、特にインターネットを経由した配信、営利目的への流用などは安易に行わないでください。

3 著作権を守る

一般的に、自ら文章を執筆し、引用が必要な場合、それが何から引用したか明記されているなど、引用の要件を守っている限りにおいては、特に著作権を侵害する恐れはありませんが、あたかも自分が書いたもののように表現している場合や、許諾なく数ページにわたりそのものを表示している場合は、著作権を侵害していることになります。

「少林寺拳法教範」「少林寺拳法読本」など、各種教材の内容を引用(資料としてのコピーも含む)する場合にも、特に申請の必要はありませんが、何から引用したかを必ず明記してください。なお、本書に記載の「少林寺拳法とは何か(組織の統一定義)」を引用する場合には何から引用したかを明記する必要はありません。

※引用の原典において「少林寺拳法」のことを「少林寺」と表記している場合、引用物には「少林寺拳法」と修正して標記してください。

※UNITYが著作権を有する各種教材、出版物、動画などを翻訳する場合は事前にUNITYの許可が必要です。実施を計画する場合は、WSKO事務局へご相談ください。

4 不審情報・誤情報を発見した場合には

世に出回っている情報がすべて正しいとは限りません。不審に感じる、あるいは間違っていると感じる情報を受信した場合は、他人に伝える前に、必ずその情報の根拠を調べ(問い合わせ・事実確認)、明らかにするように心がけてください。

※名称・商標などの不正使用を発見した場合

少林寺拳法の商標は、私たちの活動の歴史と実績に基づく品質・信頼性を象徴するもので、その侵害行為は、小さなものであっても決して看過することはできません。

少林寺拳法と名乗って違う活動を行っている、少林寺拳法ではないのに、少林寺拳法の教えや技法を教授している……など、不正使用と疑われる行為を発見した場合は、UNITYへお知らせください。

侵害されたままの状況が長くなれば、影響力も大きくなります。

問題が大きくなれば、解決のために多くの時間と労力と費用がかかることになります。早期発見・早期解決にご協力ください。

※名称誤報を発見した場合は

少林寺拳法の活動を指して、「少林寺」「少林拳」などと表記するのは、誤報です。また、嵩山少林寺・少林武術などを指して、「少林寺拳法」と表記するのも、誤報です。

こうした名称誤報を発見した場合は、下記までお知らせください。

少林寺拳法世界連合(WSKO) TEL.81-877-32-2577 メールアドレス wskohq@shorinjikempo.or.jp

◦ 他者の知的財産を侵害しない

また、同時に、私たちは他者の商標を侵害することがないように、気をつけなくてはなりません。

例えば、「少林寺拳法」と「少林寺」も、よく似ていますが、これは別々の商標です。少林寺拳法の道衣やグッズなどの至る所に「少林寺」の表記があると、これは少林寺拳法が「少林寺」の商標を侵害している、ということになります。

我々の商標は「少林寺拳法」5文字であり「少林寺」3文字ではありません。

また、「拳法」は普通名称であり、固有の名称である「少林寺拳法」とは異なります。私たちの知的財産を保護すると同時に他団体の知的財産を侵害しないためにも、名称・商標などを正しく使用してください。

5 広報物作成について

◦ 広報物発信前の自己診断

チェック項目

- ☐ 「人づくり」を目的とする団体であることが表現できているか
- ☐ 「人づくり」のイメージを阻害する表現はないか。
- ☐ 少林寺拳法の価値を下げる表現となっていないか。
- ☐ 中国武術などと誤解される表現はないか。
- ☐ 商標使用に関する許諾を得ているか。
- ☐ 他者の知的財産権(商標権・著作権・肖像権・意匠権など)を侵す表現はないか。
- ☐ 他団体・他の個人を誹謗中傷^{ひぼう}するような表現はないか。
- ☐ 伝えたいポイントが明確になっているか。
- ☐ 不快感を与える表現はないか。
- ☐ 誇大広告はないか。
- ☐ 対象者に即した表現となっているか。
- ☐ 数値情報(拳士数・支部数など)が間違っていないか。

◦ 挿絵やイラストの転載について

少林寺拳法の各種教材や公式発行物などに使われている挿絵やイラストを、ホームページやグッズなどに転載するときには、その印刷物の発行者に確認をとってください。

プロのイラストレーターが提供する挿絵やイラストは、限られた用途以外に無断で使用することはできません。

6. その他

盾^{かぶた}は、WSKOでは使用できません。

第2章 商標デザイン表示規則

1. 許諾性

少林寺拳法シンボルマーク・ロゴ(以下、「シンボルマーク・ロゴ」という)は、UNITYが管理を行っており、UNITYの許諾を受けたうえで使用しなければなりません。

ただし、UNITYが開催するVALUE-LEVEL-UP 講習会を受講し、知的財産ならびに商標使用について権限を委任された支部長については、VALUE-LEVEL-UP ガイドラインに^の則り、委任された範囲内で商標を使用することができます。

なお、記念品、物品、被服類、ウェブサイト、出版物などへ、シンボルマーク・ロゴを使用する場合は、商標使用申請書を、所属する連盟またはWSKO事務局へ提出し、許諾を受けなければなりませんのでご注意ください(40ページ《手続きの流れ》参照)。

2. SHORINJI KEMPO／少林寺拳法の商標

開祖の“人づくり”の志を継承し、また、少林寺拳法の教え、技法、教育システムを含む知的財産を侵害、模倣、迫害されないように、私たちの活動を想起させる少林寺拳法シンボルマーク・ロゴ(以下、シンボルマーク・ロゴ)は、商標・サービスマークとして登録されています。また、用法についても、法的に保護されています。



3. シンボルマーク・ロゴの基本デザインと使用の注意

シンボルマーク・ロゴは、その基本デザインと使用原則や基準が明確に定められています。

これらのデザインは、あらかじめ用意されているデータの中から必要なものを選び使用します。

【結合商標の種類】

結合商標には、30～34ページのとおり、シンボルマークとロゴの組み合わせで5種類の結合パターンがあり、それぞれ、4種類の配色パターン、2種類の背景色パターンがあります。また、シンボルマーク・ロゴの黄色と赤色の部分が、黄色や赤色の背景色に透過しないよう、黄・赤系色の背景時の専用パターン(野線^{けいせん}付き)も用意されています(35ページ参照)。

結合商標は極力3段のものを、また、背景色の「濃い(黒)・薄い(白)」を考慮したうえで、原則として4色タイプのものご使用ください。

なお、全体のバランス上必要な場合は、結合商標円形、縦A、縦B、横を使用することができます。また、印刷の都合上、4色タイプを選択できない場合は、3色タイプ、2色タイプ、1色タイプを選択し、利用することもできます。

結合商標を使用する場合は、必ずUNITYが制作した公式の商標デザインデータを使用してください。独自に、シンボルマークとロゴを結合させたり、組み合わせや比率、色などを変更させたりすることはできません。ただし、1色タイプは、バックの色との識別性が明確にあれば、色は自由です。

結合商標 三段

4 色タイプ	3 色タイプ	2 色タイプ	1 色タイプ
 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法
 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法	 SHORINJIKEMPO 少林寺拳法

結合商標 円形

4 色タイプ	3 色タイプ	2 色タイプ	1 色タイプ
			
			

結合商標 縦A

4 色タイプ	3 色タイプ
 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO

2 色タイプ	1 色タイプ
 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO

結合商標 縦B

4色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
3色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
2色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
1色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO

結合商標 横

4色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
3色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
2色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO
1色タイプ	 SHORINJIKEMPO	 SHORINJIKEMPO

◆和文ロゴ、欧文ロゴの単体使用について

シンボルマークや和文ロゴ、欧文ロゴを単体で用いることはできませんが、一つの媒体に結合商標が使用されている場合は、全体のバランスを考慮したうえで、シンボルマーク・ロゴを単体で 사용할 ことができます。和文ロゴや欧文ロゴは、デザイン、色彩が決まっています(33～34ページ参照)。和文を隷書体にしたり、欧文を別の書体に変更したりすることはできません。1色タイプのみ、バックの色との識別性を損なわないかぎり、色は自由です。結合商標同様、必ずUNITYが制作した公式の商標デザインデータを使用してください。

なお、Tシャツやスタッフジャンパーなど被服に刺繍^{ししゅう}やプリントを行う場合は、商標デザインの形、比率、色と一致するよう、業者と綿密な打ち合わせを行ってください。

【単体商標の種類】

I. シンボルマーク(4種類)

4色タイプ	3色タイプ
	
2色タイプ	1色タイプ
	

II. 欧文ロゴ

3色タイプ	2色タイプ	1色タイプ
SHORINJIKEMPO®	SHORINJIKEMPO®	SHORINJIKEMPO®
SHORINJIKEMPO®	SHORINJIKEMPO®	SHORINJIKEMPO®

III. 和文ロゴ

K70%

少林寺拳法®

K100%

少林寺拳法®

反転色

少林寺拳法®

K70%

少林寺拳法®

K100%

少林寺拳法®

反転色

少林寺拳法®

4. 識別性を損なう背景でのアイソレーション(余白)の確保

シンボルマーク・ロゴを表示する個所あるいは背景に、文字や写真、イラスト、模様などがあり、シンボルマーク・ロゴの識別性を損なう可能性がある場合、シンボルマーク・ロゴの周囲に以下を参考にアイソレーション(余白)を取って、識別性が損なわれないようにしてください。必要なアイソレーションは、表示する商標の上端から下端までの長さを100%とした場合、原則10%以上を必要とします。ただし、背景が「青空」や「白い雲」のように単調で、商標の識別性が損なわれることがなければ、アイソレーションをとる必要はありません。グラデーションの場合も同様です。

◆アイソレーションの事例

	悪い例 ×	よい例 ○	
背景にマークが埋没している 結合商標が、他団体のイベントのマーク・ロゴと識別がつかなくなっている	 拳禅一如・力愛不二	 拳禅一如・力愛不二	空・雲 ○ 
	 SHORINJI KEMPO COOL WONDER FESTIVAL in2010	 SHORINJI KEMPO COOL WONDER FESTIVAL in2010	グラデーション ○ 



5. 識別性の確保

○背景の色や背景模様などにシンボルマーク・ロゴが埋没する場合

シンボルマーク・ロゴが、背景色や背景模様透過・埋没することによって、シンボルマーク・ロゴの識別性が著しく低下することがあります。

そのような場合は、以下の事例のように、背景色が濃い場合と薄い場合のパターンを反転させたり、黄・赤色系背景色用のシンボルマーク・ロゴを使用したり、アイソレーションを十分取ることによって、その識別性を高めるようにしてください。黄・赤色系が背景の場合は、必ず黄・赤色系背景色用の商標デザインデータを使用してください。



○1色タイプの使用例

1色タイプが新しく加わりましたので、①のような使用例も認められます。また、使用する紙の色に合わせて、自由に商標の色を選択することができます。

① 1色タイプ(商標の色は自由)	② 2色タイプ
2010 ○○県 少林寺拳法大会  SHORINJI KEMPO 日時…………… 場所…………… 主催…………… 協賛……………	2010 ○○県 少林寺拳法大会  SHORINJI KEMPO 日時…………… 場所…………… 主催…………… 協賛……………

◆シンボルマーク・ロゴの表示が認められる最少サイズ

結合商標は、原則として、3段・円形は天地20mm以上、縦A・Bは天地15mm以上、結合商標横またはシンボルマーク・ロゴを単体で表示する場合は、天地7mm以上のサイズで表示してください。

ただし、製作する物品に、規定サイズで商標を表示できない場合、明らかに目視による識別性があれば、使用が許可されます。



6. Wa-Tsuの使用について

Wa-Tsuは、開祖の志、少林寺拳法の理念をいつも見守る「眼」をモチーフとして製作されたものです。この眼は、開祖がいつも愛用されていた大きなメガネと、愛と力の調和を表現しているソーエンマークを想起させるものです。Wa-Tsuに胴体を付ける、輪郭を付ける、比率や口の変形、色の使用は自由です。Wa-Tsuの使用については、許諾は必要ありません。

【Wa-Tsu(ワツー)の活用例】



◆商標デザイン使用法・広報に関するチェックリスト

■以下の項目を点検してください(点検した項目は、□に「レ」を付ける)。

項目		メモ
1. 点検材料の確保		
☐	材料確保：使用状況が確認できる資料の確保 外注や所属の幹部に作成を依頼する場合、シンボルマーク・ロゴを何にどう使用するか、使用状況がよく分かる資料を確保してください。 ・サンプルデザインや版下など、最終段階で点検してください。 ・下の点検項目が確認できる資料を確保してください。	
2. 商標が正確に使用されているかチェックしてください。		
①構図について		
☐	結合商標を使用していますか。単独使用は不可ですのでご注意ください。	
☐	英文表記は正確ですか。	
②形状・色合いについて		
☐	変形：シンボルマーク・ロゴは分割・変形されていませんか。また形状が加工されていませんか。	
☐	比率：シンボルマークとロゴの大きさの割合やタテとヨコの割合は正確ですか。	
☐	色合：シンボルマーク・ロゴの色合いは正確ですか。	
☐	ぼかし：シンボルマーク・ロゴはぼかされていないですか。	
☐	英文の使用法では商標が誇示されていますか。 「SHORINJI KEMPO」「Shorinji Kempo」	
③背景・バランスについて		
☐	背景により、紛らわしさ、見にくさは生じていませんか。	
☐	他デザインとのバランスでシンボルマーク・ロゴが粗末な扱いになっていませんか。	
④アイソレーション(余白)について		
☐	適切な余白が確保されていますか。	
☐	他デザインや文字との距離は適切ですか。	
3. 用語の適正、他の著作権などに抵触していないかチェックしてください。 ※VALUE-LEVEL-UPガイドライン(P26～)、「知財管理規則」に沿っているか、誤字脱字、専門用語、他者知的財産権・肖像権・著作権の侵害をしていないかをチェックしてください。		
☐	誤字や脱字はないですか。	
☐	独自性を示す表記・用語を正確に使っていますか。例：修行→○ 修業→×	
☐	他者の知的財産権、肖像権、著作権などを侵害、抵触していませんか。 ・少林寺拳法の素材であっても、これらの権利があるので注意してください。	
4. 品性、社会性について ※少林寺拳法や開祖、師家のイメージを著しく低下させることがないかをチェック。		
☐	誰に向けて、どこから発信された文・デザインですか。その表現上の品格は適切ですか。	
☐	責任を持ちきれない表現や反社会的表現をしていませんか。 ・説明文、フレーズの不適性や誤解の危険性を生じませんか。 例：「必ずやせる」などの誇大広告→×	
☐	開祖や師家、代表者は丁寧、厳格に扱われ、粗末・粗雑な用いられ方はしていませんか。	

第4編 ライセンス

◆ライセンス事業について

UNITYでは、少林寺拳法の知的財産である商標(シンボルマーク・ロゴ)を使用した商品を、製造販売する権利(商品化権)の許諾に関するライセンス事業を行っています。

その事業から得たロイヤリティ収入は、世界各国の商標登録および更新、少林寺拳法の名称保護活動、広報活動などに活用し、さらには各地域における知的財産保護活動や広報展開に活用できる資金援助にもなっています。

第1章 商標を使用した事業の展開

商標を使用した商品には、公認道衣・帯・法衣およびウェアと、それ以外の製作物品があります。

1. 公認道衣・帯・法衣とウェア

少林寺拳法修練時の服装は、UNITY公認の道衣・帯・法衣を着用します。公認であることを表すため、道衣・帯・法衣には、許諾ラベルが付いています。

公認道衣・帯・法衣は、下記UNITY指定業者で販売しております。

◆株式会社 オザキ : TEL.81-877-33-3567 FAX.81-877-30-5860
<http://www.ozaki-sk.co.jp>

公認道衣・帯・法衣



ゴールドラベルプラス



ブラックラベルプラス



ホワイトラベルプラス



シルバーラベル

【注1】道衣への名前の刺繍について道衣の上衣2か所(後襟、裾)および下衣1か所(前部)の計3か所です。

それ以外の場所に文字を刺繍することはできません。

※刺繍は、姓が基本になりますが、姓と名、または名のみを入れることもできます。

【注2】帯の刺繍の文字について

帯への刺繍文字は、少林寺拳法の信頼と価値を損なわないために、以下の内容に限定しています。

〔帯刺繍が認められるもの〕※名前は漢字、英文アルファベット、カタカナのいずれも可

①組織名・所属名・氏名

少林寺拳法、連盟名、支部名など

②少林寺拳法の修行に関する言葉※漢字のみ

拳禅一如、力愛不二、守主攻従、不殺活人、剛柔一体、組手主体、自己確立、自他共楽、脚下照顧、漸々修学、護身練胆、精神修養、健康増進、不撓不屈、天地陰陽、幸福運動、一期一会、一生懸命、身心一如、真純単一、協力一致、身心練磨、心・気・力、平常心、生涯修行、一志一道、虚心坦懐、諸法無我、諸行無常、愛民愛郷、不言実行、一挙多生、破邪顕正、破邪の拳、済生利人、夫婦相和、自己修練、同士相親、明鏡止水、守破離、合掌礼、直心

※②に関して、上に記載の42の言葉以外を刺繍した帯は、練習での使用はできますが、大会での使用は不可です。

※帯刺繍が可能か業者で判断ができないものは、UNITYまたは各法人の広報知財管理担当が判断します。

2. 許諾ラベルについて

UNITYとの契約に基づき、商標を使用して製作される物品には、UNITY公認を示す「許諾ラベル」を付ければなりません。

①織ネーム：道衣、帯、法衣など、布製の商品に添付するもの。

②細長ネーム：帽子、キャップに添付するもの。

③透明シール：化粧箱、箱ものに添付するもの。

【注】許諾ラベルが付いていない商標の入った物品は、UNITYの許諾を得ていないおそれがありますので、そのような物品を発見した場合は、WSKO事務局までご連絡ください。

3. 製作物品について

商標入りの記念品(Tシャツ、バッジ)や粗品(置き物、マグカップ、タオル)は、拳士や保護者が少林寺拳法への愛着を高めたり、支援者の皆様に私たちの活動を知ってもらったりするのに有効です。商標デザインを積極的に使用し、記念品、粗品、その他グッズを製作することをお勧めします。

下記の製作物品は、販売目的でない場合、許諾申請の必要はありません。ただし、販売目的の場合は申請が必要です。

- レターヘッド、封筒、道場通信 ◦大会・行事用ポスター、チラシ、パンフレット
- 旗、団体旗(部旗含む) ◦看板(※財産的な物品) ◦名刺(個人で作る場合)

◆商標を使用した物品の例

販売目的で商標を使用した物品を製作する場合は、UNITYの商標使用許諾が必要となり、また、製造業者との契約も必要となります。

- メダル、盾、トロフィー ◦Tシャツ、ポロシャツ、ジャージ、ブルゾン、ジャンパーなど

○ バッグ類、タオル類、帽子など ○ マグカップ、バナーなど

4. 契約の種類

①「商標デザインデータ交付に関する契約書」

非販売目的で物品を製作するためにデザインデータの交付をする際に製造業者と締結するもの。

※ UNITY または商標使用許諾された者(法人団体または所属長)が業者と締結。

②「商品化権許諾契約書」

販売目的の物品を製作する場合に UNITY が製造業者と締結するもの。

5. 指定業者と一般業者について

指定業者とは、UNITY と商標使用に関する契約(商品化権許諾契約)を締結することにより、その契約範囲内の物品(販売計画書に記載してある物品)を製作、販売することが認められている業者です。

一般業者とは、指定業者以外の業者をいいます。物品製作をする場合の手続きおよび契約は、以下の表のとおりです。

手続き物品	商標使用申請	商標デザインデータ 交付に関する契約	商品化権許諾契約
非販売用物品	・ WSKO の中で完結。 UNITY へは不要。	・ 商標使用許諾された者 (法人団体または所属長)と、 製造業者が締結。	—
	・ 商標使用を許諾されていない 者は、WSKO を通じて UNITY への申請が必要。	・ UNITY と製造業者が締結。	—
販売用物品	・ 製作者は、WSKO を通じて UNITY へ申請が必要。	—	・ UNITY と製造 業者が締結。
※ 製造業者が指定業者の場合は、発注者(申請者)が商標使用申請、契約手続きをする必要はありません。 ※ 製造業者が一般業者の場合は、その都度、商標使用申請および関係契約が必要です。 ※ サンプルを作成する場合、製造業者に商標デザインデータ交付に関する契約を交わしてください。			

《手続きの流れ》

① 商標使用申請者(以下、申請者)は、デザインサンプルを製作者に依頼する。

※ 申請者は、「商標デザインデータ交付に関する契約書」を製作者と取り交わす。

② 申請者(もしくは製作者)が、商標使用申請書とデザインサンプルを、連盟のある国の支部は連盟に、連盟のない国の支部は WSKO 事務局に提出する。

※ 連盟が商標使用許諾の権限委任されていない場合は、連盟経由で WSKO 事務局へ。

※ 販売用の物品の製作の場合は、各法人・団体経由で UNITY へ。

③ 提出された連盟または WSKO 事務局は、内容を審査し、ルールに適合していれば申請者(もしくは製作者)に商標使用許諾の通知をする。

※ 販売用の物品製作の場合は UNITY が商標使用許諾の通知をする。

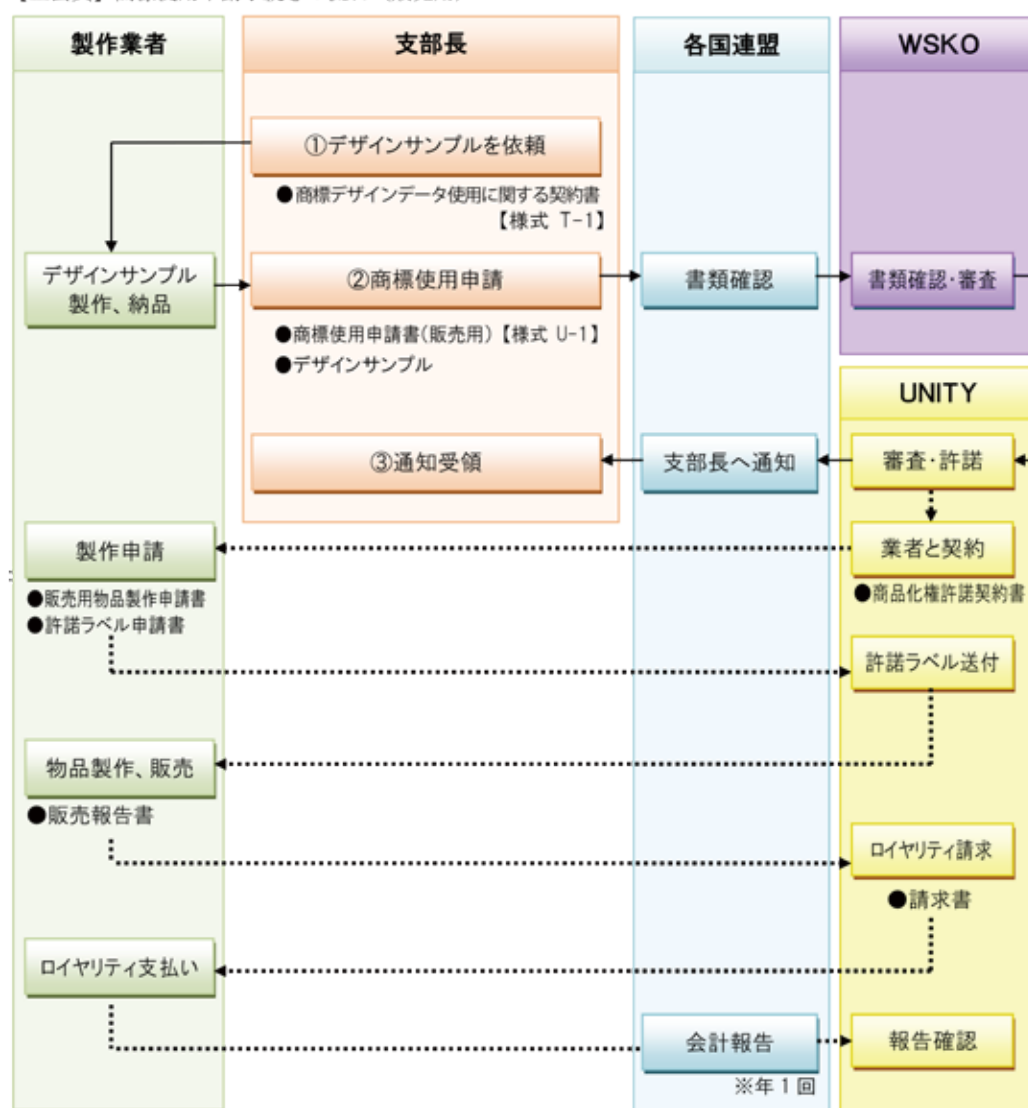
【※販売する場合は、③のあと以下に続きます】

- ④ UNITYと製作者は、商品化権許諾契約書を締結する。
- ⑤ 製作者は、販売用物品製作申請書を UNITY に提出する。
- ⑥ 製作者は UNITY へ、許諾ラベル申請書にてホログラムシールを請求する。
- ⑦ 製作者は、製作および販売が終了した時点で、UNITY に販売報告書を提出する。
- ⑧ UNITY は、提出された販売報告書により製作者にロイヤリティを請求する。
- ⑨ 製作者は、請求書が届いたら15日以内にロイヤリティを UNITY に支払う。

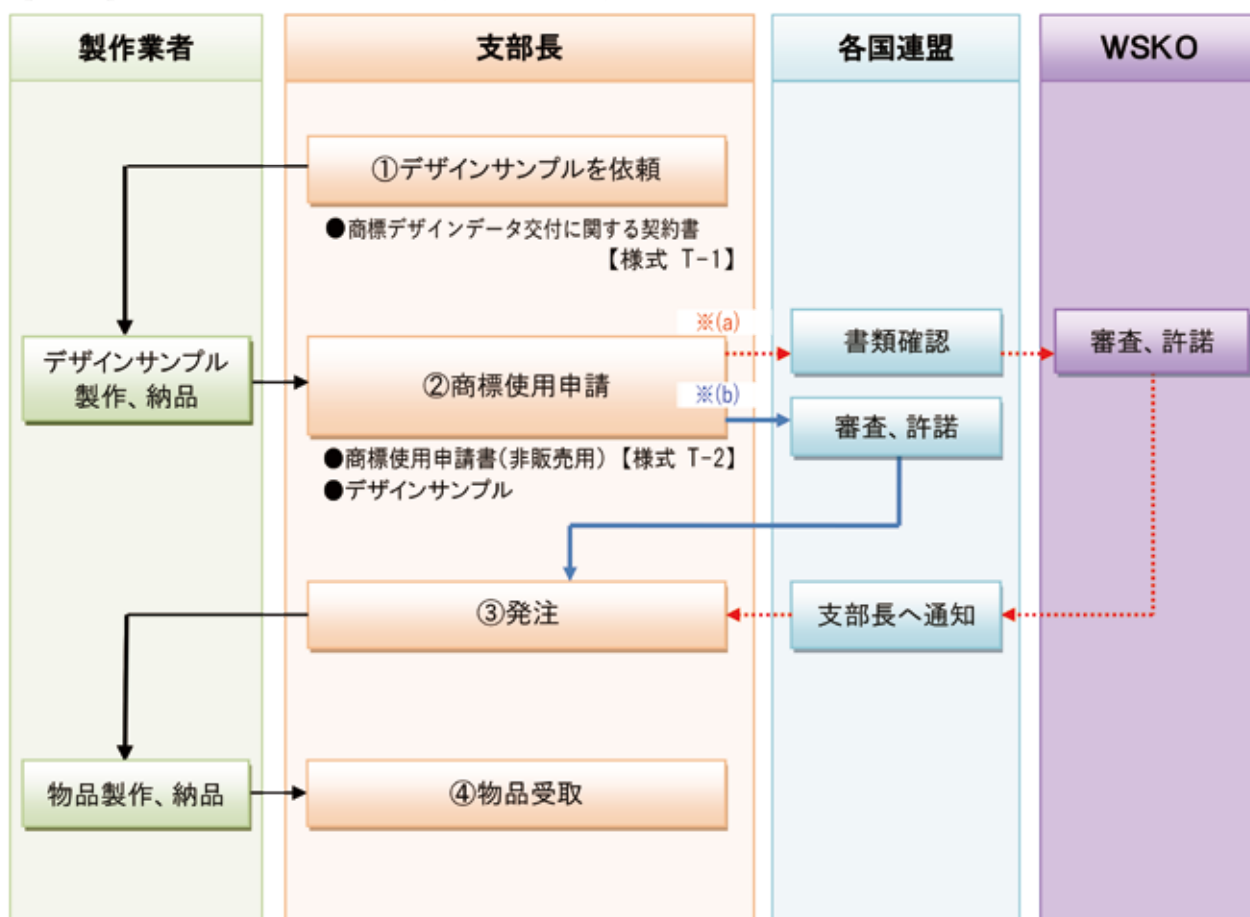
【注1】ロイヤリティは、販売用の物品の場合、物品価格の8%になります。非販売用の物品の場合は、不要となります。

【注2】指定業者に依頼して物品を製作する場合、指定業者が商標使用申請を行います。

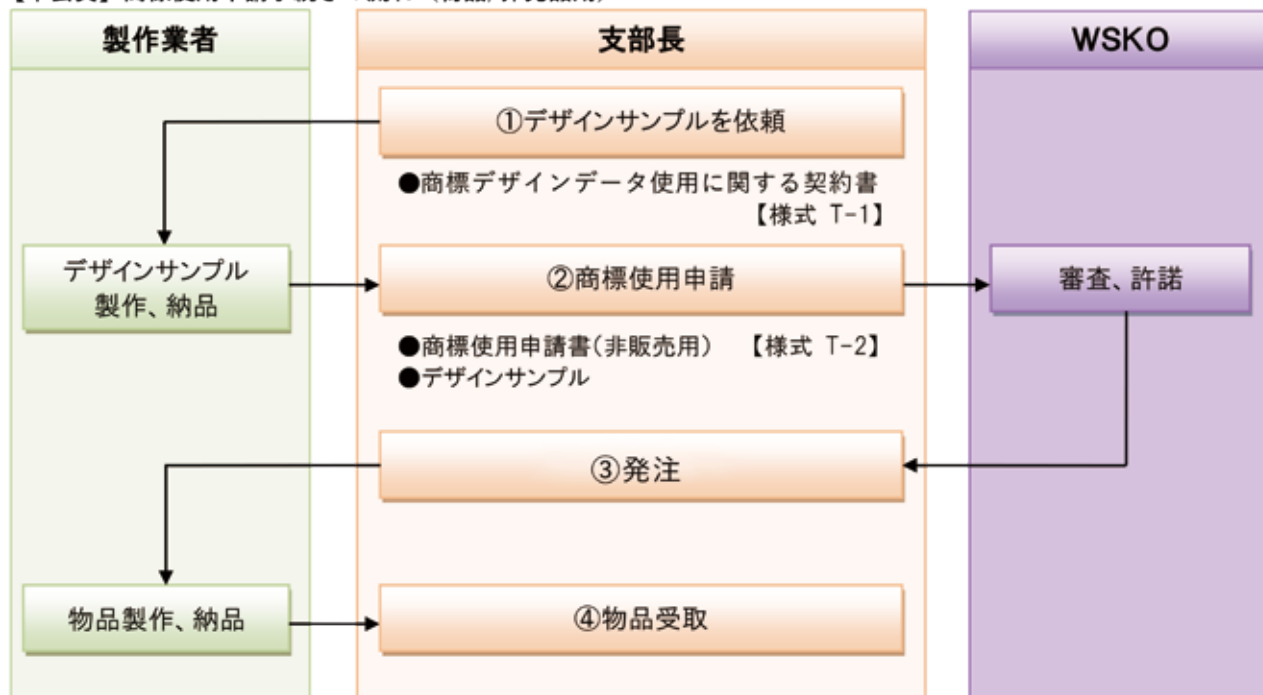
【正会員】商標使用申請手続きの流れ（販売用）



【正会員】 商標使用申請手続きの流れ（物品/非売品用）



【準会員】 商標使用申請手続きの流れ（物品/非売品用）



第2章 商標の使い方について

(1) 特殊加工

皮革製品へのエンボス加工、メダル・ボタンなどの貴金属の立体加工やクリスタル・ガラスの加工など、指定色による表示ができないもので、使用用途に必要性・重要性が認められた場合は、商標の使用が許諾される場合があります。

〈特殊加工の例／メダル〉



(2) 特例

シンボルマーク・ロゴは、原則的なデザインや配色を定めています。「少林寺拳法教範」、許可状など、極めて重要あるいは尊貴な用途については、UNITY代表理事が必要であると判断した場合にかぎり、特例的なシンボルマーク・ロゴの表示方法を用いる場合があります。



(3) ®マーク(登録商標<Registered Trademark>)の表示

少林寺拳法のシンボルマーク・ロゴは商標登録されていますので、次のとおり®を表示することになっています。



①旗

少林寺拳法グループの各法人・団体は、旗を規定しています(下参照)。これ以外に、少林寺拳法グループの各法人・団体が定める旗はありません。

特殊な事情があって、規定以外の旗を製作する必要がある場合は、必ず事前に、WSKO事務局まで申請のうえ、指導・助言を得て製作してください。



少林寺拳法世界連合 支部旗

②バナー・掛け軸

◆シンボルマーク・ロゴのバナー・掛け軸について

練習時には、練習場所正面へバナー・掛け軸を掲げます。

③ステッカー、カーバッジ

◆結合商標三段、結合商標円形の2種類に限り、商標デザイン単体でのステッカー作成が可能です。

勧誘のキャッチコピーを表示したステッカーや、支部の連絡先を表示するステッカーには、従来通り結合商標縦A、縦B、横の表示も認められます。

◆少林寺拳法の根本の教えである「自己確立」

「自他共栄」と、少林寺拳法の六つの特徴「拳禅一如」「力愛不二」「守主攻従」「不殺活人」「剛柔一体」「組手主体」の言葉とシンボルマーク・ロゴのステッカーの製作は可能です。

◆日本国内におけるカーバッジの製作は可能です。ただし、シンボルマーク(双円マーク)・ロゴの単体での使用および変形は不可です。デザインは、結合商標を入れてください。

◆ステッカーおよびカーバッジデザインは、少林寺拳法の教えや品位を傷つけないようにしてください。いずれも、商標使用申請が必要です。

④名刺

◆WSKO事務局では、デザインを規定しています。この規定内で製作できます。

◆規定以外で、特殊な事情(例えば、少林寺拳法連盟の支部・少林寺拳法部で、少林寺拳法連盟以外の上位加盟団体から、名刺の製作を義務付けられている、など)があって、シンボルマーク・ロゴを用い、規定のデザイン以外の名刺を作成する場合は、必ず事前に、WSKO事務局に申請のうえ、製作してください。

◆シンボルマーク・ロゴを用いない名刺を製作する場合は、申請の必要はありません。ただし、団体の

区別など、組織方針に準じてください。

※名刺の注文は、WSKO事務局を通じ、UNITY指定業者または各人で手配の上製作することが可能です。

名刺の取り扱いは、所属長ならびに役員任命上申書にて報告済みの幹部拳士のみとなります。

※使用シンボルマーク・ロゴについては、結合商標3段を使用しています。

※疑問点がありましたら、拳士および支部長が、直接、WSKO事務局に確認してください。



第5編 VALUE-LEVEL-UPの実践

「第1編VALUE-LEVEL-UPの意義」でも述べましたが、VALUE-LEVEL-UPとは、「少林寺拳法」の信頼と価値を守り、高め、未来へ継承するための運動です。

少林寺拳法は、「平和で豊かな社会を願って人づくり」を決意した、少林寺拳法創始者・宗道臣(開祖)(以下、創始者・宗道臣)の志から生まれたものです。そうした志の下に生まれた少林寺拳法も、今や世界39か国に広がりました。そして、「平和で豊かな社会を願って、人づくりを……」という創始者・宗道臣の志は、世界共通のものとなっています。

道場における技法の修練もちろん大切です。同様に、一歩外に出て、創始者・宗道臣の志を広く社会にアピール、また実践することも大切だと考えます。「人づくり」のためには、やはり「仲間づくり」は欠かせません。「組手主体」とは、一人のパートナーのことだけでなく、多くの仲間たちとともに修練に励み、共に高め合っていくことでもあります。そしてそれは、宗道臣の志を、仲間とともに深く心に留め、社会で実践していくことにつながっていきます。改めてVALUE-LEVEL-UPの趣旨をご理解いただき、世界各国で「人づくり」「仲間づくり」を推進し、社会に役立つ活動に取り組んでいきましょう。



▲達磨祭(日本)▲



▲病院清掃(タンザニア)



▲お盆フェスティバル(アメリカ)



▲ビーチマラソンチャリティー(アメリカ)



▲海岸清掃(アメリカ)



▲学校のペンキ塗りボランティア(アメリカ)▲



▲洗車チャリティー(アメリカ)▲



▲日本文化紹介(アメリカ)▲

第6編 その他

◆知財管理に関する注意事項

1. 商標管理

世界で一つの少林寺拳法を守るため、法的根拠に基づき、世界各国での少林寺拳法の知的財産を UNITY が一括管理しています。

それぞれの権利について、無断で使用するのしないよう、法令を遵守しましょう。

2. 個人情報保護について

私たちが保護しなければならない情報は2種類あります。一つは名前や生年月日などの基本的な個人情報(他の情報を照合すると個人が特定できる情報を含む)、もう一つは個人識別符号が含まれるものです。具体的には、名前はもちろん、住所、職業、生年月日、年齢、電話番号、写真、メールアドレス、DNA、指紋、旅券番号などで、個人を特定できる情報はすべて個人情報と考えなければなりません。他人の情報を断りもなく勝手に使用してはいけません。また本人に断り使用するとしても、細心の注意が必要です。

3. ネットオークション

時折、ネットオークションで、『少林寺拳法教範』や圧法・整法に関する資料などが販売されています。個人の所有物(私物)であり、現状では取り締まりはできませんが、元来門外不出のものですから、指導者から、日頃から注意を行ってください。

4. 名称誤報について

①名称誤報に関する事象を確認したら即、WSKO 事務局へ情報提供をお願いします。

②情報提供について、基本情報(テレビならば番組名と内容、録画があればベスト。書籍ならば表紙と該当箇所、巻末の出版社などの情報)を収集して、WSKO 事務局へご連絡ください。必要に応じて UNITY より WSKO を通じて修正(訂正)依頼を行います。

5. 名称侵害について

まったく少林寺拳法と関係のない団体が「少林寺拳法」の名称を掲げて活動を行うことは商標権の侵害に当たります。「少林寺拳法」の名称はじめ商標は、少林寺拳法の公認指導者やUNITY 指定業者に限られますので、事実関係を確認したうえで、法的な対応も視野に入れて検討いたします。WSKO 事務局にご連絡ください。

◆広報に関する注意事項

- ①広告とパブリシティに関しては、費用対効果をよく検討してください。
- ②プレスリリースは、報道機関の記者が取り上げるか否かを判断する重要なものです。書き方、発信のタイミングなどに工夫が必要です。
- ③取材対応では、取材意図、取材媒体、取材内容、会社名、連絡先、掲載日(放映日)、掲載(もしくは放映される)エリア、返信希望日を把握し、迅速な対応が必要です。
まれに少林寺拳法を批判することを目的とする取材もあり、取材意図を明確にしておくことは大切です(場合によっては取材をお断りする)。
- ④ウェブサイトでのアピールは手軽で浸透度もありますが、悪用されたり誤解されたりする危険性もありますので、十分ご注意ください(「第2編 ウェブサイト」参照)。
- ⑤UNITYで制作使用しているイラストデータをSNSで使用する場合は、UNITYにご相談のうえ、許可が下りた場合は「©SHORINJI KEMPO UNITY」を図中に入れて使用してください。
- ⑥FacebookなどSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での商標使用に関しては、個人の商標使用を認められておりません。それは所属長であっても同様です。
- ⑦少林寺拳法の教え、技法、教育システムに関する出版物、映像物などを、許可なく製作、販売、配布、公開することはできません。

付 録

【様式 T-1】

商標デザインデータ交付に関する契約書

(X) _____ SHORINJI KEMPO FEDERATION/BRANCH

(Y)

商標デザインデータ交付に関する契約書

SHORINJI KEMPO FEDERATION/BRANCH(「X」という)と製作者(「Y」という)とはXよりYに交付されるデザインデータをYが使用するにあたり、以下の定めにしたがって本契約を締結する。

第1条(定義)

- (1) 本契約において、「デザインデータ」とは、末尾記載の商標の清刷り、デジタルデータ、その他一切の媒体に印刷、記録、記憶等されたものをいう。
- (2) 本契約において、「Y等」とは、YおよびYの子会社並びにこれらの従業員をいう。

第2条(デザインデータ使用の目的と方法)

- (1) Y等は、YがXにライセンス権の付与を申請する末尾記載の商品の企画デザイン以外の目的に使用してはならない。
- (2) X並びにYは、本契約が、Yに対して、末尾記載の商標及びデザインデータについて、何らの権利を付与するものではないことを確認する。
- (3) 商標の使用については、SHORINJI KEMPO VALUE-UP GUIDELINEの使用法並びにXの公式文書による指導内容を厳守するものとする。

第3条(デザインデータの保持)

- (1) Yは、Xの事前の書面による承認がない限り、デザインデータを第三者に開示、漏洩または譲渡してはならず、デザインデータが第三者に漏洩または開示されないよう、厳格に秘密としてこれを管理かつ保持しなければならない。
- (2) Yは、本契約で許諾されている範囲またはXが書面により許諾した範囲を超えて、デザインデータを複製し、修正または改変を加えてはならない。
但し、印刷用紙や下地の色によりデータの色と比較して濃淡が生じた場合、データ本来の色への調整は認める。
- (3) 本条第1項、前項にかかわらず、YはY等に限り、YがXにライセンス権の付与を申請する商品の企画デザインに必要な限度においてのみ、デザインデータを開示できるものとする。但し、当該開示に際しては、事前に、YはY等に、本契約においてYがXに対して負担するのと同等の義務をYに対して遵守させなければならない。

第4条(デザインデータの返還・消去)

- (1) Yは、Xから受領した全てのデザインデータについて、使用後直ちに返還または消去しなければならない。
- (2) 前項において、Xから指示がなされた場合には、YはこれをXが確認し得る態様において消去を実行するものとし、Xから消去を実行した旨の証拠を徴求された場合には、直ちにこれをXに交付しなければならない。

第5条（損害賠償義務）

Yが本契約に違反した場合、Yは、これにより直接または間接にXが被る損害または損失の一切をXに対して賠償しなければならない。

第6条（契約の終了）

本契約の効力は、今回限りとする。

第7条（準拠法および管轄裁判所）

- （1）本契約は、X法に準拠し、X法に従って解釈されるものとする。
- （2）本契約の履行および解釈に関し紛争が生じた場合、X地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8条（誠実協議）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関して疑義が生じた場合、X及びYは、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、X及びYサインの上、各1通保有する。

20 年 月 日

(X) _____ SHORINJI KEMPO FEDERATION/BRANCH

(Y)

【本件商標】■結合商標：

■ 色：

■ 背景：

【本件商品】■

以 上

【様式 T-2】

商標使用申請書（非販売用）

年 月 日

World Shorinji Kempo Organization / MEMBER 御中

支部名		支部長氏名	
住所			
Tel	Fax	E-mail	

以下の該当する項目に、チェック印を記入してください。

使用物品（複数不可）		☐ パンフレット ☐ レターヘッド ☐ 封筒 ☐ 支部通信 ☐ 記念品・物品（ ） ☐ その他（ ）						
方法（目的）		☐ 配布 ☐ 掲示 ☐ 通信 ☐ その他（ ）						
使用対象		☐ 部内（拳士、関係者） ☐ 一般 ☐ その他（ ）						
作製方法		☐ 部内作製 ☐ 部外に作製を委託する						
部外委託の場合のみ	委託業者名			代表者名			役職	
	住 所			Tel				
				Fax				
				E-mail				
作製予定日		年 月 日 ～ 年 月 日						
使用予定日（例：大会当日など）		年 月 日 ～ 年 月 日						
使用範囲	☐ 支部 ☐ 連盟 ☐ その他（ ）							
使用商標	シンボルマーク・ロゴ		シンボルマーク			ロゴ		
	☐ 多色刷		☐ 多色刷			☐ 多色刷		
	☐ 二色刷		☐ 二色刷			☐ 二色刷		
	☐ モノクロ		☐ モノクロ			☐ モノクロ		
商標使用イメージ（デザインサンプル）		☐ 下記に記入 ☐ 別紙添付（ 枚）						

私は、上記の商標の使用を申請致したく、お願い申し上げます。上記商標は、販売・営利を目的とする使用以外の、配布・普及活動においてのみ、使用することを誓います。許可された上は、上記の使用目的を堅く守り、上記の対象物品にのみ、上記の商標を使用し、他の目的、他の物品には使用しないことを誓います。これに反した場合は、WSKO 及び SHORINJI KEMPO UNITY が下す、いかなる処分を受けても、異存ありません。

申請者署名 _____

【商標使用イメージ】

デザインサンプル

【様式 U-1】

商標使用申請書（販売用）

年 月 日

SHORINJI KEMPO UNITY 御中

支部名		支部長氏名	
住所			
Tel	Fax		E-mail

以下の該当する項目に、チェック印を記入してください。

使用物品（複数不可）		☐ 記念品・物品（ ） ☐ その他（ ）				
使用対象		☐ 部内（拳士、関係者） ☐ 一般 ☐ その他（ ）				
作製方法		☐ 部内作製 ☐ 部外に作製を委託する				
部外委託の場合のみ	委託業者名		代表者名		役職	
	住 所		Tel			
			Fax			
			E-mail			
作製予定日		年 月 日 ～ 年 月 日				
販売期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
使用範囲		☐ 支部 ☐ 連盟 ☐ その他（ ）				
使用商標	シンボルマーク・ロゴ		シンボルマーク		ロゴ	
	☐ 多色刷 ☐ 二色刷 ☐ モノクロ		☐ 多色刷 ☐ 二色刷 ☐ モノクロ		☐ 多色刷 ☐ 二色刷 ☐ モノクロ	
商標使用イメージ（デザインサンプル）			☐ 下記に記入 ☐ 別紙添付（ 枚）			

私は、上記の商標の使用を申請致したく、お願い申し上げます。許可された上は、上記の使用目的を堅く守り、上記の対象物品にのみ、上記の商標を使用し、他の目的、他の物品には使用しないことを誓います。これに反した場合は、WSKO及びSHORINJI KEMPO UNITYが下す、いかなる処分を受けても、異存ありません。

申請者署名 _____

【商標使用イメージ】

デザインサンプル	連盟使用欄
----------	-------

少林寺拳法世界連合
知財管理・広報に関する規定

(目 的)

第1条

本規定は、一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY（以下、「UNITY」と言う）と少林寺拳法世界連合（以下、「WSKO」と言う）が、UNITY の有する全世界における少林寺拳法に関する知的財産権等に関して契約をしている知的財産使用契約に基づき、WSKO における少林寺拳法の正しい知的財産管理と広報活動を定め、少林寺拳法のブランド力を向上させるものである。

(商標使用許諾)

第2条

- (1) WSKO の団体会員は、WSKO の定める条件（WSKO の認める支部長であり、VALUE-LEVEL-UP セミナーを受講し、知的財産使用許諾契約を締結している等）を満たしている場合、UNITY が保有している少林寺拳法のマーク、ロゴを少林寺拳法の活動や普及を行うために使用することができる。
- (2) WSKO の団体会員の長が、前項の条件を満たしていない場合は、少林寺拳法の商標使用について、その都度 WSKO 事務局へ使用申請を行い、許諾を得なければならない。
- (3) WSKO の団体会員がウェブサイトを作成し公開する場合、WSKO 事務局の許可を得て少林寺拳法のマーク・ロゴ（三段商標）をトップページの最も効果の高いところに使用しなければならない。
- (4) UNITY から権限委任を受けている正会員（各国連盟）は、指定された物品や記念品を製作することができる。

(禁止事項)

第3条

少林寺拳法の教材ならびに出版物については、UNITY がその著作権を有しているので、在籍中はもちろんのこと、休会・退会後といえども、団体会員および個人会員は以下の事項を厳守しなければならない。（第三者への委託を含む）

- (1) 少林寺拳法の教材を製作、出版してはならない。
- (2) 少林寺拳法の教材を WSKO 事務局の許可なく、翻訳してはならない。
- (3) 少林寺拳法の教えや技法、開祖法話を体系的にまとめて出版したり、DVD やインターネットを利用して、不特定多数に配布、公開、販売してはならない。
- (4) WSKO 事務局の許可なく、全国・世界規模の映画、テレビ、雑誌などによる広報活動を行ってはならない。
- (5) 権限委任や許可を受けずに、少林寺拳法のマーク・ロゴを使用した営利商品、物品、記念品を製作・販売・配布してはならない。

(罰 則)

第4条

WSKO の会員が本規定に違反した場合は、WSKO 規約細則に則り処分を行い、
場合によっては法的措置を講じることがある。

(例外事項)

第5条

本規定に定めのないもので、必要の生じた事項は、WSKO 会長が都度定める。

附 則

本規定は、2015年7月1日より実施する。